明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

平成二年五月三十一日

○第百十八回国会 衆議院会議録 第二十号

平成二年五月三十一日（木曜日）

議事日程　第十二号
平成二年五月三十一日
正午開議
第一　日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成二年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案（内閣提出）
第二　中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案（内閣提出）
第三　防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案（内閣提出）
第四　特定通信・放送開発事業実施円滑化法案（内閣提出）
第五　国立学校設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○本日の会議に付した案件
議員請暇の件
日程第一　日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成二年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案（内閣提出）
日程第二　中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第三　防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第四　特定通信・放送開発事業実施円滑化法案（内閣提出）
日程第五　国立学校設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

午後零時二分開議

○議長（櫻内義雄君）　これより会議を開きます。

議員請暇の件

○議長（櫻内義雄君）　議員請暇の件につきお諮りいたします。

東祥三君から、海外旅行のため、六月六日から十四日まで九日間、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻内義雄君）　御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

日程第一　日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成二年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案（内閣提出）

○議長（櫻内義雄君）　日程第一、日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成二年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。運輸委員長田名部匡省君。

日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成二年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔田名部匡省君登壇〕

○田名部匡省君　ただいま議題となりました日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成二年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本案は、日本国有鉄道清算事業団の処理すべき債務が累増している事態に対処して、当該債務の償還及び当該債務に係る利子の支払いの確実かつ円滑な実施により当該債務の着実な減少が図られるようにするために、政府が、平成二年度において、帝都高速度交通営団に対する清算事業団の出資持ち分の全部を譲り受けるとともに、当該持ち分の適正な価額に相当する額の清算事業団の有利子債務等を一般会計において承継し、また、清算事業団の政府からの無利子貸付金については、その据置期間を五年以内の期間延長することができることとする特別措置を緊急に講じ、清算事業団の長期債務に係る負担の軽減を図ろうとするものであります。

本案は、三月二十日本委員会に付託され、四月十八日大野運輸大臣から提案理由の説明を聴取した後、五月二十九日質疑を行いました。

その質疑の主な事項を申し上げますと、政府による営団出資持ち分全部の譲り受け及び一般会計による特定債務等の承継、清算事業団の用地処分及びＪＲ会社の株式処分等についてであります。

かくて、同日質疑を終了し、採決の結果、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告を申し上げます。（拍手）

○議長（櫻内義雄君）　採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻内義雄君）　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二　中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（櫻内義雄君）　日程第二、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。社会労働委員長畑英次郎君。

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔畑英次郎君登壇〕

○畑英次郎君　ただいま議題となりました中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、賃金・退職金水準の上昇、短時間労働者の増加、金利情勢の変動等の経済社会情勢の変化に対応しつつ、長期的に安定した制度として、その一層の充実を図ろうとするもので、その主な内容は、

第一に、掛金月額の最低額を現行の三千円から四千円に、最高額を現行の二万円から二万六千円に引き上げるとともに、短時間労働被共済者に係る掛金月額の最低額を二千円とすること、

第二に、退職金の額は、掛金月額及び掛金納付月数に応じて定まる基本退職金の額に金利の変動に応じて定まる付加退職金の額を加えた額とすること、

第三に、退職金の額が一定の金額以上で、退職した日において六十歳以上である者については、被共済者の請求により、分割払いの方法により支給することができること

等であります。

本案は、去る四月十三日付託となり、五月二十五日塚原労働大臣から提案理由の説明を聴取し、同月二十九日の委員会において質疑を終了し、採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（櫻内義雄君）　採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻内義雄君）　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三　防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（櫻内義雄君）　日程第三、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員会理事鈴木宗男君。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔鈴木宗男君登壇〕

○鈴木宗男君　ただいま議題となりました防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本案は、自衛官の若年定年制から生ずる退職後の生活問題への対応策として、若年定年により退職した自衛官に対し、新たに若年定年退職者給付金を支給する制度を設けようとするもので、その主な内容は、

第一に、その給付金の支給対象は、自衛官としての引き続いた在職期間が二十年以上である者で六十歳未満の定年により退職した者等とすること、

第二に、その給付金は、一時金とし、退職後の所得に応じて額を調整する必要から二回に分割して支給し、その額は、若年定年と六十歳との差一年につき退職時の俸給月額の六カ月分相当額とすること、

第三に、若年定年退職者の退職の翌年の所得金額が一定額を超える場合には、第二回目の給付金の支給額を調整することとし、場合によっては、既に支給した第一回目の給付金についても返納させること、

第四に、この給付金制度の新設に伴い、法律の題名を「防衛庁の職員の給与等に関する法律」に改めること、

その他、所得の届け出に関する規定等所要の規定の整備を行うこと

であります。

なお、以上のほか、附則において、この法律は平成二年十月一日から施行し、また、平成七年六月三十日以前に退職した者等に係る給付金の支給に関し経過措置等を設けることといたしております。

本案は、三月十三日に提出され、五月十七日本会議において趣旨説明及びこれに対する質疑が行われた後、同日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、五月二十四日石川防衛庁長官から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、我が国の平和と安全に寄与している自衛官に対する処遇改善の推進、若年定年退職者給付金制度の内容、平成三年度以降における次期防衛力の整備方針等、広範多岐にわたって質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと思います。

かくて、五月二十九日質疑を終了し、採決の結果、社会党の賛成もいただき、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（櫻内義雄君）　採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻内義雄君）　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四　特定通信・放送開発事業実施円滑化法案（内閣提出）

○議長（櫻内義雄君）　日程第四、特定通信・放送開発事業実施円滑化法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。通信委員長上草義輝君。

特定通信・放送開発事業実施円滑化法案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔上草義輝君登壇〕

○上草義輝君　ただいま議題となりました法律案について、通信委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、電気通信による情報の円滑な流通の促進を図るため、通信・放送新規事業その他の特定通信・放送開発事業の実施に関する指針の策定及び実施計画の認定等について定めるとともに、通信・放送衛星機構の業務に特定通信・放送開発事業の実施を円滑化するために必要な業務を追加する等所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、この法律において「特定通信・放送開発事業」とは、新たな通信・放送役務を提供、または新技術を用いて通信・放送役務の提供の方式を改善する通信・放送新規事業、電気通信の高度化が進展していない地域において初めて導入される通信・放送役務等を提供する地域通信・放送開発事業及び複数の企業が共同して新たな通信・放送事業分野の開拓及びこれに必要な施設の整備を行う通信・放送共同開発事業をいうこと、

第二に、郵政大臣は、特定通信・放送開発事業の実施指針を定めることとし、通信・放送新規事業または通信・放送共同開発事業を実施しようとする者は、実施計画を郵政大臣に提出し、その認定を受けることができるものとすること、

第三に、通信・放送衛星機構の従来の業務に、資金調達のために発行する社債及び当該資金の借り入れに係る債務の保証、資金の出資、資金の貸し付けを行う金融機関に対し利子補給金を支給すること、及び通信・放送事業分野に関する情報提供等の業務を追加することとすること、

第四に、特定通信・放送開発事業の実施に必要な資金調達のために発行する社債及び当該資金の借り入れに係る債務の保証に関する信用基金を設けるものとすること、

第五に、認定事業者である会社が発行する新株引受権付社債は、機構が保証する場合に限り、商法の規定による限度を超えて募集することができるものとするほか、公益法人である認定事業者が行う通信・放送共同開発事業であって認定計画に係る基金に充てるための負担金については、損金算入の特例の適用があるものとすること等であります。

なお、この法律は、公布の日から起算して六カ月を超えない範囲内において政令の定める日から施行することとしております。

本案は、去る三月二十日当委員会に付託され、五月二十四日深谷郵政大臣から提案理由の説明を聴取し、昨三十日質疑を行い、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（櫻内義雄君）　採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻内義雄君）　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第五　国立学校設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（櫻内義雄君）　日程第五、国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文教委員長船田元君。

国立学校設置法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔船田元君登壇〕

○船田元君　ただいま議題となりました国立学校設置法の一部を改正する法律案につきまして、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案の主な内容は、

第一に、東京工業大学に生命理工学部を設置すること、

第二に、北陸先端科学技術大学院大学を新設することとし、平成四年度から学生を入学させるものとすること、

第三に、茨城及び山口両大学の工業短期大学部を廃止することなどであります。

本案は、三月九日に本院に提出され、同月十五日本委員会に付託されたものであります。

本委員会におきましては、去る四月二十七日保利文部大臣から提案理由の説明を聴取し、五月二十五日質疑に入り、昨三十日質疑を終了いたしましたところ、本案に対し、自由民主党の松田岩夫君から、平成二年四月一日の施行期日を「公布の日」と改める修正案が提出されました。

次いで、原案及び修正案を一括して討論の後、採決の結果、本案は賛成多数をもって修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（櫻内義雄君）　採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻内義雄君）　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

○議長（櫻内義雄君）　本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十三分散会

出席国務大臣

文部大臣	保利　耕輔君	
運輸大臣	大野　明君	
郵政大臣	深谷　隆司君	
労働大臣	塚原　俊平君	
国務大臣	石川　要三君	

○朗読を省略した議長の報告

（通知書受領）

一、昨三十日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

恩給法等の一部を改正する法律

沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律

自然環境保全法等の一部を改正する法律

（常任委員辞任及び補欠選任）

一、去る二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任	奥野　誠亮君	補欠	武村　正義君
	池田　元久君		石井　智君
	和田　一仁君		柳田　稔君
	柳田　稔君		中野　寛成君
	武村　正義君		奥野　誠亮君
	石井　智君		池田　元久君
	中野　寛成君		和田　一仁君

法務委員

辞任	大内　啓伍君	補欠	中野　寛成君

大蔵委員

辞任	仙谷　由人君	補欠	伊東　秀子君
	伊東　秀子君		仙谷　由人君

社会労働委員

辞任	古賀　一成君	補欠	佐藤謙一郎君
	坂井　隆憲君		狩野　勝君
	三原　朝彦君		北村　直人君
	宮路　和明君		赤城　徳彦君
	伊東　秀子君		仙谷　由人君
	五島　正規君		長谷百合子君
	赤城　徳彦君		宮路　和明君
	狩野　勝君		坂井　隆憲君
	北村　直人君		三原　朝彦君
	佐藤謙一郎君		古賀　一成君
	仙谷　由人君		伊東　秀子君
	長谷百合子君		五島　正規君

商工委員

辞任	逢沢　一郎君	補欠	古賀　一成君
	今枝　敬雄君		三原　朝彦君
	植竹　繁雄君		奥野　誠亮君
	魚住　汎英君		宮路　和明君
	小岩井　清君		赤松　広隆君
	奥野　誠亮君		植竹　繁雄君
	古賀　一成君		逢沢　一郎君
	三原　朝彦君		今枝　敬雄君
	宮路　和明君		魚住　汎英君
	赤松　広隆君		小岩井　清君

運輸委員

辞任	赤松　広隆君	補欠	小岩井　清君
	小岩井　清君		赤松　広隆君

逓信委員

辞任	中井　洽君	補欠	塚本　三郎君
	塚本　三郎君		中井　洽君

建設委員

辞任	石井　智君	補欠	池田　元久君
辞任	池田　元久君	補欠	石井　智君
辞任	塚本　三郎君	補欠	中井　洽君
辞任	中井　洽君	補欠	伊藤　英成君
辞任	伊藤　英成君	補欠	塚本　三郎君

予算委員

辞任	中野　寛成君	補欠	大内　啓伍君

決算委員

辞任	長谷百合子君	補欠	五島　正規君
辞任	五島　正規君	補欠	長谷百合子君

議院運営委員

辞任	村上誠一郎君	補欠	築瀬　進君
辞任	築瀬　進君	補欠	村上誠一郎君

一、昨三十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任	江崎　真澄君	補欠	鈴木　宗男君
辞任	鈴木　宗男君	補欠	江崎　真澄君
辞任	中野　寛成君	補欠	大内　啓伍君

文教委員

辞任	岩屋　毅君	補欠	福永　信彦君
辞任	薮仲　義彦君	補欠	伏屋　修治君
辞任	福永　信彦君	補欠	岩屋　毅君
辞任	伏屋　修治君	補欠	薮仲　義彦君

社会労働委員

辞任	川島　實君	補欠	山下八洲夫君
辞任	山下八洲夫君	補欠	川島　實君

農林水産委員

辞任	佐藤　隆君	補欠	御法川英文君
辞任	二田　孝治君	補欠	住　博司君
辞任	三ッ林弥太郎君	補欠	松岡　利勝君
辞任	住　博司君	補欠	二田　孝治君
辞任	松岡　利勝君	補欠	三ッ林弥太郎君
辞任	御法川英文君	補欠	佐藤　隆君

通信委員

辞任	伊藤　忠治君	補欠	松前　仰君
辞任	山下八洲夫君	補欠	川島　實君
辞任	坂井　弘一君	補欠	河上　覃雄君
辞任	川島　實君	補欠	山下八洲夫君
辞任	松前　仰君	補欠	伊藤　忠治君
辞任	河上　覃雄君	補欠	坂井　弘一君

科学技術委員

辞任	原田　義昭君	補欠	三ッ林弥太郎君
辞任	増子　輝彦君	補欠	江崎　真澄君
辞任	松前　仰君	補欠	伊藤　忠治君
辞任	江崎　真澄君	補欠	増子　輝彦君
辞任	三ッ林弥太郎君	補欠	原田　義昭君
辞任	伊藤　忠治君	補欠	松前　仰君

予算委員

辞任	日笠　勝之君	補欠	坂井　弘一君
辞任	冬柴　鐵三君	補欠	薮仲　義彦君
辞任	大内　啓伍君	補欠	中野　寛成君
辞任	坂井　弘一君	補欠	日笠　勝之君
辞任	薮仲　義彦君	補欠	冬柴　鐵三君

（特別委員辞任及び補欠選任）

一、去る二十九日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

土地問題等に関する特別委員

辞任	大内　啓伍君	補欠	菅原喜重郎君
辞任	佐藤　祐弘君	補欠	辻　第一君
辞任	菅原喜重郎君	補欠	川端　達夫君
辞任	辻　第一君	補欠	佐藤　祐弘君
辞任	川端　達夫君	補欠	大内　啓伍君

一、昨三十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

土地問題等に関する特別委員

辞任	大内　啓伍君	補欠	菅原喜重郎君

（議案提出）

一、昨三十日、議員から提出した議案は次のとおりである。

学校教育法等の一部を改正する法律案（中西績介君外一名提出）

公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案（吉田正雄君外一名提出）

（議案受領）

一、昨三十日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

水産業協同組合法の一部を改正する法律案

海洋水産資源開発促進法の一部を改正する法律案

（議案付託）

一、昨三十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

水産業協同組合法の一部を改正する法律案（内閣提出第五二号）（参議院送付）

海洋水産資源開発促進法の一部を改正する法律案（内閣提出第五三号）（参議院送付）

以上二件　農林水産委員会　付託

（議案送付）

一、去る二十九日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律の一部を改正する法律案

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案
自然環境保全法等の一部を改正する法律案
（議案通知書受領）
一、昨三十日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
恩給法等の一部を改正する法律案
沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案
自然環境保全法等の一部を改正する法律案
（質問書提出）
一、去る二十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
労働行政に関する質問主意書（箇井信隆君提出）
（答弁書受領）
一、去る二十九日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員松浦利尚君提出産業廃棄物の処理に関する質問に対する答弁書

産業廃棄物の処理に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

平成二年五月七日

提出者　松浦　利尚

衆議院議長　櫻内　義雄殿

産業廃棄物の処理に関する質問主意書

近年、好景気を背景としたビル・住宅等の建設ブームや生産活動の活発化に伴い、産業廃棄物の発生量は急増しているといわれている。特に、首都圏への一極集中が一層進展する下で、首都圏で発生する産業廃棄物は膨大な量に達し、処理しきれない産業廃棄物が同圏域から遠隔地域に搬出され、各地で、種々のトラブルを惹起する等、産業廃棄物問題は深刻な社会問題となっている。

こうした中で、先般、宮崎県串間市に産業廃棄物を持ち込みたいと千葉県の産業廃棄物処理業者から打診があったことが明らかとなり、串間市、同市周辺市町村及び宮崎県では受入れ反対の運動が盛り上がっている。

串間市は「イモを洗う文化猿」の生息する幸島や野生馬で知られる都井岬など豊かな自然と観光資源に恵まれた地域であり、その環境及びイメージを保全していくためにも、「都会のゴミ捨て場」となることは絶対に容認できないというのが大多数の串間市民、宮崎県民の共通した意見である。

そこで、次の諸点について質問する。

一　産業廃棄物処理に関する現状認識等について

1　産業廃棄物の急増の背景と原因に対する認識、産業廃棄物排出総量及びその種類別量

2　産業廃棄物の都道府県域を越えての移動実態、都道府県別産業廃棄物の排出量及び他の都道府県間との流入・流出量

3　産業廃棄物の排出総量のうち、再生利用される量、中間処理される量、最終処分される量及びそれぞれの産業廃棄物の種類別量並びにその処理・処分実績

4　産業廃棄物の不法投棄等不適正処理・処分の実態の把握状況と処罰件数並びにその効果

5　地方自治体の産業廃棄物に関する政府への要望内容とその時期並びに当該要望に対し政府が講じてきた措置内容

6　産業廃棄物に関する指導要綱の策定等の規制策を講じ、または検討している地方自治体と規制策の内容

以上の点について、詳細に数字等を明らかにされたい。

二　産業廃棄物の排出総量の低減化、リサイクル化、減量化策について

増大の一途を辿り、自区内処理・処分が益々困難化しつつある状況にかんがみ、産業廃棄物の排出総量を可能な限り低減化しつつ、資源の有効利用を図るため、リサイクル化を徹底していく社会システムを早急に構築していくことが極めて重要な課題であると考える。その意味において、排出企業に対し排出量を低減化するよう強力な指導を行うとともに、リサイクル化が円滑かつ着実に実施されるよう政府が積極的に支援策を講じていく必要がある。

また、処理・処分すべき産業廃棄物についての減量化を図るため、技術開発を促進するとともに、処理業者等が取得する減量化設備等について財政・金融・税制面での優遇措置を講じていく必要があると考える。

以上の点についての政府の見解と対応方針を具体的に明らかにされたい。

三　「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の見直し・改正について

産業廃棄物が急増し、自区内処理・処分場不足から産業廃棄物の広域移動量が激増しつつある一方において、地方自治体の域外廃棄物の締め出し等の規制が強化され、その結果、行き場を失った産業廃棄物の不法投棄等による環境破壊等の問題が深刻化する等、産業廃棄物の法的措置を含めた処理・処分体制の抜本的な見直しが強く要請されている。

1　法制定以来、二十年を経た今日、我が国の経済社会は驚くほどの変貌を遂げており、産業廃棄物対策に関しても、経済社会情勢の変化に的確に対応していくことが当然のことと考える。問題をこれほどまで深刻化させてきた責任の大半は、適時適切な対策を講じることなく事態を放置してきた政府、特に厚生省にあると思うがどうか。

2　産業廃棄物の発生・処理の実態に照らし、法改正を含めた抜本的な産業廃棄物対策の確立が急務と考えるが、政府の見解と対応方針を明確にされたい。

3　法改正の検討作業に当たっては、地方自治体、産業廃棄物処理業者等関係者、学識経験

者はもとより広く意見を聴取することが重要であり、また、具体的検討課題として以下の点について十分な措置を講ずべきであると考えるが、それぞれの事項についての現時点における政府の見解を承りたい。

(一) 産業廃棄物の適正処理・処分に関し、国の責任と役割を明確化するとともに、必要な支援措置を講ずることを義務づけること。

(二) 排出事業者に対する排出量の低減化努力並びにリサイクル化、減量化の促進を図るための効果的な措置の導入について規定すること。

(三) 同法の規定では、排出事業者の「自己処理原則」を明定しているが、実際は処理業者に安易に委託する場合が多い。従って、排出事業者に対し、処理・処分の確認を義務づける等その責任の強化と明確化を図ること。

(四) 排出事業者から最終処分場までの産業廃棄物の流通及び管理をチェックするため、伝票で管理するマニフェストシステムの導入を図り、関係事業者に義務づけること。

(五) 産業廃棄物処理業者の許可基準を厳格化するとともに、その健全な育成・強化を図るため、十分な支援措置を講ずること。

(六) 産業廃棄物処理施設を都道府県知事への届け出制から許可制にするとともに、許可に際しては、当該施設予定地に属する市町村長の意見を十分尊重しなければならないものとすること。

(七) 産業廃棄物処理施設及びその搬入経路において、環境破壊等の被害が発生した場合の救済制度を創設すること。

なお、政省令で定められることとなっている産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準等についても、厳格化すること。

四　当面緊急に講ずべき措置について

法的措置を含めた産業廃棄物の処理・処分体制の抜本的見直しが実施されるまでの間、緊急的措置として、地元が円満に受け入れる場合を除き、産業廃棄物の都道府県域を越えての広域移動をやめさせるよう関係事業者に強力に指導することが必要と考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一一八第五号

平成二年五月二十九日

内閣総理大臣　海部　俊樹

衆議院議長　櫻内　義雄殿

衆議院議員松浦利尚君提出産業廃棄物の処理に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員松浦利尚君提出産業廃棄物の処理に関する質問に対する答弁書

一の1について

産業廃棄物の排出量は、一般的に経済動向に対応するものと考えられる。全国産業廃棄物排出精密原単位等調査（以下「排出調査」という。）によれば、昭和六十年度における産業廃棄物の排出総量は、三億千二百万トンであり、種類別排出量は、別表一のとおりである。

一の2について

産業廃棄物の都道府県境を越えての移動実態等については把握していないが、都道府県別の産業廃棄物の排出量は、排出調査によれば、別表二のとおりである。

一の3について

排出調査によれば、別表三のとおりである。

一の4について

廃棄物の不法投棄等に伴う廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）違反として昭和六十三年に検挙された件数は、三千百六十八件であり、また、廃棄物処理法違反として同年に起訴された人員は、千七百八十五人である。処罰については、一般的予防効果があると考えている。

一の5について

地方自治体からは従来より、排出事業者の責任の強化、産業廃棄物処理業の許可要件の強化、公共関与による産業廃棄物処理施設の整備等の要望が寄せられているところであり、これらの要望の趣旨を踏まえ、マニフェストシステムの導入、産業廃棄物処理業者に関する講習会の受講の徹底、フェニックス計画の推進等の措置を講じているところである。

一の6について

産業廃棄物に関する指導要綱等を定めている都道府県は、平成二年四月一日現在四十二道県あり、そのうち、産業廃棄物の都道府県境を越えた移動に関し一定の手続を定めている県が十一道県、産業廃棄物処理施設の設置の届出に対しあらかじめ一定の手続を定めている県が十七県である。

二について

産業廃棄物について、その排出量抑制、リサイクル化、減量化が重要であるので、その促進を図ってきたところであり、その中で、リサイクル化、減量化の促進に資する施設については税制上の優遇措置、金融上の優遇措置を講じているところである。減量化を図るための技術については、その開発に関する調査研究を行っているところである。

三について

産業廃棄物対策については、昭和五十一年の廃棄物処理法の改正等適時適切な対策を講じてきたところである。さらに、現在、各方面からの意見を踏まえつつ、法律改正を含め、検討を開始したところである。

四について

産業廃棄物の適正な処理を確保する観点から、産業廃棄物の広域的な処理を禁止することはできない。

なお、マニフェストシステムの定着や排出事業者に対する指導を通して適正処理の確保を図ってまいりたい。

別表一

産業廃棄物の種類別排出量(昭和60年度)

(単位　千トン)

廃棄物名	排出量
燃えがら	2,409
汚でい	112,821
廃油	3,672
廃酸	4,320
廃アルカリ	923
廃プラスチック類	2,816
ゴムくず	78
金属くず	8,877
ガラスくず及び陶磁器くず	3,910
動植物性残さ	2,207
紙くず	1,472
木くず	8,058
繊維くず	98
鉱さい	41,649
建設廃材	48,948
家畜ふん尿	62,462
家畜死体	96
ダスト類	6,224
その他	1,230

別表二

都道府県別の産業廃棄物排出量(昭和60年度)

(単位　千トン)

都道府県名	排出量	都道府県名	排出量
北海道	16,231	滋賀	3,091
青森	3,474	京都	4,157
岩手	6,684	大阪	19,167
宮城	4,979	兵庫	16,499
秋田	2,413	奈良	1,867
山形	2,356	和歌山	3,735
福島	4,810	鳥取	1,747
茨城	8,963	島根	1,931
栃木	5,217	岡山	7,991
群馬	5,075	広島	8,216
埼玉	10,024	山口	6,039
千葉	14,531	徳島	2,905
東京	20,419	香川	3,308
神奈川	15,422	愛媛	3,891
新潟	6,078	高知	1,541
富山	3,388	福岡	12,976
石川	2,297	佐賀	2,336
福井	1,919	長崎	3,568
山梨	1,765	熊本	3,731
長野	4,247	大分	4,450
岐阜	6,020	宮崎	6,630
静岡	9,739	鹿児島	8,578
愛知	20,904	沖縄	1,869
三重	5,093		

官報（号外）

別表三

産業廃棄物の種類別の再生利用される量、中間処理される量、最終処分される量（昭和60年度）

（単位　千トン）

廃棄物名	再生利用される量	中間処理される量	最終処分される量
燃えがら	173	93	2,155
汚でい	10,128	96,040	24,765
廃油	1,366	2,200	263
廃酸	1,810	2,608	517
廃アルカリ	713	233	88
廃プラスチック類	748	991	1,385
ゴムくず	11	12	57
金属くず	8,290	362	578
ガラスくず及び陶磁器くず	866	511	3,004
動植物性残さ	1,817	411	113
紙くず	941	659	163
木くず	4,134	3,303	1,036
繊維くず	47	23	29
動物系固形不要物	23,158	7,254	13,447
建設廃材	10,764	5,409	87,874
家畜ふん尿	56,186	16,120	568
家畜死体	15	8	79
煤じん	3,021	356	2,997
ダスト	22	0	1,208
その他			
計	129,212	136,592	90,925

朗読を省略した議長の報告

日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成二年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案及び同報告書

日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成二年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案

右

国会に提出する。

平成二年三月二十日

内閣総理大臣　海部　俊樹

日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成二年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律

（趣旨）

第一条　この法律は、日本国有鉄道清算事業団（以下「清算事業団」という。）の処理すべき債務が累増している事態に対処して、当該債務の償還及び当該債務に係る利子の支払の確実かつ円滑な実施により当該債務の着実な減少が図られるようにするための清算事業団の財政の基盤を確保することが緊要な課題となっていることにかんがみ、当該基盤の整備に資するために平成二年度において緊急に講ずべき措置として、政府による清算事業団の長期の資金に係る債務の承継その他清算事業団の債務の負担の軽減を図るための特別措置を定めるものとする。

（出資持分の全部の譲受け及び一般会計による特定債務等の承継）

第二条　政府は、平成二年度において、清算事業団の帝都高速度交通営団に対する持分（以下「出資持分」という。）の全部について、政令で定めるところにより、日本国有鉄道改革法等施行法（昭和六十一年法律第九十三号）附則第二十四条第一項の規定による譲渡を受けるものとする。

2　政府は、前項の場合において、当該譲渡を受ける出資持分の対価の支払に代えて、当該出資持分の適正な価額に相当する額の特定債務（政府が貸し付けた長期の資金に係る清算事業団の債務のうち政令で定めるものをいう。）及び当該特定債務に係る利子（当該出資持分の譲渡を受ける日以前に発生している利子のうち同日以後に支払われることとされているものに限る。）に係る債務を一般会計において承継するものとする。

（無利子貸付金の償還条件の変更）

第三条　政府は、日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律（昭和六十一年法律第七十六号）第二条第二項の規定による貸付金に係る債務その他政府が無利子で貸し付けた長期の資金に係る清算事業団の債務のうち政令で定めるものについて、据置期間を五年以内の期間延長することができる。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

理　由

日本国有鉄道清算事業団の処理すべき債務が累増している事態に対処して、当該債務の償還及び当該債務に係る利子の支払の確実かつ円滑な実施により当該債務の着実な減少が図られるようにするための財政の基盤の整備に資するため、平成二年度において、同事業団の長期債務に係る負担の軽減を図るための特別措置を緊急に講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成二年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、日本国有鉄道清算事業団（以下「清算事業団」という。）の処理すべき債務が累増している事態に対処して、当該債務の償還及び当該債務に係る利子の支払の確実かつ円滑な実施により当該債務の着実な減少が図られるようにするための清算事業団の財政の基盤の整備に資するため、平成二年度において、清算事業団の長期債務に係る負担の軽減を図るための特別措置を緊急に講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1　政府が、平成二年度において、帝都高速度交通営団に対する清算事業団の出資持分の全部を譲り受けるとともに、当該出資持分の適正な価額に相当する額の清算事業団の有利子債務等を一般会計において承継することとする。

2　清算事業団の政府からの無利子貸付金について、その据置期間を五年以内の期間延長することができることとする。

3　この法律は、公布の日から施行することとする。

二　議案の可決理由

本案は、清算事業団の処理すべき債務が累増している事態に対処して、当該債務の着実な減少が図られるようにするための清算事業団の財政の基盤の整備に資するため、平成二年度において、清算事業団の長期債務に係る負担の軽減を図るため緊急に講ずべき特別措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、平成二年度一般会計予算中国債費（大蔵省所管）の内数として六百五十六億円が計上されている。

右報告する。

平成二年五月二十九日

運輸委員長　田名部匡省

衆議院議長　櫻内　義雄　殿

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成二年四月十三日

内閣総理大臣　海部　俊樹

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律

中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第二十二条・第二十三条）」を「（第二十二条―第二十三条）」に改める。

第三条第三項第三号中「試の」を「試みの」に改め、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第四条第二項中「三千円」を「四千円」に、「以上二万円」を「（退職金共済契約の申込みの日において、一週間の所定労働時間が、当該共済契約者に雇用される通常の従業員の一週間の所定労働時間に比し短く、かつ、労働大臣の定める時間数未満である者に該当する被共済者（第二十一条の二第四項において「短時間労働被共済者」という。）にあつては、二千円）以上二万六千円」に改め、同条第三項中「三千円」を「二千円」に、「二万円」を「二万六千円」に改める。

第十条第二項を次のように改める。

2　退職金の額は、次の各号に掲げる掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　二十三月以下　掛金月額を千円ごとに順次区分した場合における各区分ごとの当該区分に係る掛金の納付があつた月数（以下この項において「区分掛金納付月数」という。）に応じ別表第一の下欄に定める金額を合算して得た額（退職が死亡による場合にあつては、千円に区分掛金納付月数を乗じて得た額を合算して得た額）

二　二十四月以上四十二月以下　千円に区分掛金納付月数を乗じて得た額を合算して得た額

三　四十三月以上　次のイ及びロに定める額を合算して得た額

イ　区分掛金納付月数に応じ別表第二の下欄に定める金額を合算して得た額

ロ　退職金共済契約が効力を生じた日の属する月から計算月（その月分の掛金の納付があつた場合に掛金納付月数が四十三月又は四十三月に十二月の整数倍の月数を加えた月数となる月をいう。以下この号及び次項において同じ。）までの各月分の掛金に係る区分掛金納付月数に応じ別表第二の下欄に定める金額を合算して得た額（次項において「仮定退職金額」という。）に、それぞれ当該計算月の属する年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）に係る支給率を乗じて得た額（その額に一円未

満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）を合算して得た額

第十条第三項中「責に」を「責めに」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項第三号ロの支給率は、労働大臣が、各年度ごとに、労働省令で定めるところにより、当該年度の前年度の運用収入のうち同号ロに定める額の支払に充てるべき部分の額として算定した額を当該年度に計算月を有することとなる被共済者の仮定退職金額の総額で除して得た率を基準として、当該年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案して、当該年度の前年度末までに、中小企業退職金共済審議会の意見を聴いて定めるものとする。

第十条の次に次の三条を加える。

（退職金の支給方法）

第十条の二　退職金は、一時金として支給する。

（退職金の分割支給等）

第十条の三　事業団は、前条の規定にかかわらず、被共済者の請求により、退職金を分割払の方法により支給することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一　退職金の額が労働省令で定める金額未満であるとき。

二　被共済者が退職した日において六十歳未満であるとき。

2　分割払の方法による退職金の支給期月は、毎年二月、五月、八月及び十一月とする。

3　分割払の方法による退職金の支給の期間は、第一項の請求後の最初の支給期月から十年間とする。

4　支給期月ごとの退職金（次条において「分割退職金」という。）の額は、退職金の額に千分の三十二・五に労働大臣の定める率を加えて得た率（次条第二項において「分割支給率」という。）を乗じて得た額とする。

第十条の四　事業団は、退職金を分割払の方法により支給することとした場合において、次の各号に掲げる事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める者に対し、その事由が生じた時までに支給期月の到来していない分割退職金の額の現価に相当する額（以下この条において「現価相当額」という。）の合計額を一括して支給するものとする。

一　被共済者が死亡したとき。　相続人

二　被共済者に重度の障害その他の労働省令で定める特別の事情が生じた場合であつて、その者が事業団に対し現価相当額の合計額を一括して支給することを請求したとき。　その者

2　現価相当額は、分割退職金の額を当該額に係る分割支給率の算定の基礎となつた利率として労働大臣が定める利率による複利現価法によつて前項各号に掲げる事由が生じた後における直近の支給期月から当該分割退職金に係る支給期月までの期間に応じて割り引いた額とする。

第十一条第一項中「前条第一項」を「第十条第一項」に改める。

第十三条第三項中「、解約手当金について」を「解約手当金について」に改め、同条第二項の規定は解約手当金の額について」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「支給する場合」の下に「又はその掛金につき第十八条の二第一項の規定に基づく減額の措置が講ぜられた退職金共済契約が解除された場合に解約手当金を支給するとき」を加え、同項を同条第四項とする。

第十四条に後段として次のように加える。

この場合において、退職金等の額の算定に関し必要な事項は、労働省令で定める。

第十八条の二第二項中「、第十三条第四項、第二十一条の四」を「（第十三条第三項において準用する場合を含む。）」に改める。

第二十一条の二第三項中「第二十一条の四第一項本文」を「第二十一条の四第一項第一号」に改め、同条第四項中「三千円」を「四千円」に、「以上の額」を「（短時間労働被共済者にあつては、二千円）以上の額」に改める。

第二十一条の三第一項中「過去勤務期間の年数に応じ別表第二の下欄に定める金額に過去勤務通算月額を千円で除して得た数」を「過去勤務通算月額に相当する額の掛金月額により納付されたものとみなして、第十条第二項（第一号を除く。）の規定を適用した場合に得られる額

二　第十条第二項の規定により算定した額に納付された過去勤務掛金の総額（過去勤務掛金の納付があつた月数が四十八月又は六十月であるときは、過去勤務掛金の額にそれぞれ四十九・六又は六十八を乗じて得た額）を加算した額

の額のうち第十条第二項第三号ロに定める額の支払に要する費用を考慮して労働大臣の定める率を加えて得た率」に改める。

第二十一条の四第一項を次のように改める。

過去勤務掛金が納付されたことのある退職金共済契約の被共済者（次項の規定に該当する被共済者を除く。）が退職したときにおける退職金の額は、第十条第二項の規定にかかわらず、次のいずれか多い額とする。

一　退職金共済契約が効力を生じた日の属する年から過去勤務期間の年数分さかのぼつた年における同日に応当する日に退職金共済契約の効力が生じ、かつ、当該応当する日の属する月から現に退職金共済契約の効力が生じた日の属する月の前月までの各月分の掛金が過去勤務通算月額に相当する額の掛金月額により納付されたものとみなして、第十条第二項（第一号を除く。）の規定を適用した場合に得られる額

二　第十条第二項の規定により算定した額に納付された過去勤務掛金の総額（過去勤務掛金の納付があつた月数が四十八月又は六十月であるときは、過去勤務掛金の額にそれぞれ四十九・六又は六十八を乗じて得た額）を加算した額

第二十一条の四第二項第二号を次のように改める。

二　退職金の額は、第十条第二項の規定にかかわらず、次のイからハまでに掲げる掛金納付月数の区分に応じ、当該イからハまでに定める額とする。

イ　十一月以下　納付された過去勤務掛金の総額

ロ　十二月以上五十九月以下　第十条第二項の規定により算定した額に納付された過去勤務掛金の総額（過去勤務掛金の納付があつた月数が四十三月以上であるときは、過去勤務掛金の額に過去勤務掛金の納付があつた月数に応じ別表第四の下欄に定める率を乗じて得た額。ハにおいて同じ。）を加算した額

ハ　六十月以上　第十条第二項の規定により算定した額に、掛金納付月数から五十九月を減じた月数に相当する期間につき、納付された過去勤務掛金の総額に対し、年五パーセントの複利による計算をして得た元利合計額を加算した額

第二十一条の四第三項第二号を次のように改める。

二　当該退職金共済契約の被共済者に支給される解約手当金の額は、第一項の規定に該当する被共済者にあつては同項、前項の規定に該当する被共済者にあつては同項第二号の規定の例により計算して得た額とする。

第二章第五節中第二十二条を第二十二条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（端数計算）

第二十二条　退職金等の額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。

第八十条第四項中「その他労働省令で定める者」を「その他の労働省令で定める者」に改める。

第八十二条第五項中「を参酌して」を「その他の事情を勘案して」に改める。

第八十三条の三第一項中「第十条第三項」を「第十条第四項」に改める。

第八十八条前段中「第十条第三項」を「第十条第四項、第十条の二」に、「第二十二条」を「第二十二条の二」に、同条後段中「第十条第三項」を「第十条第四項」に、「前条第一項」を「第十条第一項」に改める。

第九十四条第一項中「第十条第三項」を「第十条第四項」に、同条第三項中「当該退職金」を「前二項の規定の適用がある場合における退職金等」に改める。

第百条第一項及び第三項中「第十条第三項」を「第十条第四項」に改める。

附則第八条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条第一項中「別表第四」を「別表第五」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一（第十条関係）

月数	金額
一一月以下の月数	〇円
一二月	三、六〇〇円
一三月	四、二〇〇円
一四月	四、八〇〇円
一五月	五、四〇〇円
一六月	六、〇〇〇円
一七月	六、七〇〇円
一八月	七、四〇〇円
一九月	八、二〇〇円
二〇月	九、〇〇〇円
二一月	九、九〇〇円
二二月	一〇、八〇〇円
二三月	一一、七〇〇円

別表第二（第十条関係）

月数	金額
四二月以下の月数	一、〇〇〇円に月数を乗じて得た金額
四三月	四三、三〇〇円
四四月	四四、六〇〇円
四五月	四五、九〇〇円
四六月	四七、二〇〇円
四七月	四八、五〇〇円
四八月	四九、八〇〇円
四九月	五一、二〇〇円

五〇月	五二、六〇〇円
五一月	五四、〇〇〇円
五二月	五五、四〇〇円
五三月	五六、八〇〇円
五四月	五八、二〇〇円
五五月	五九、七〇〇円
五六月	六一、二〇〇円
五七月	六二、七〇〇円
五八月	六四、二〇〇円
五九月	六五、七〇〇円
六〇月	六七、二〇〇円
六一月	六八、七〇〇円
六二月	七〇、二〇〇円
六三月	七一、八〇〇円
六四月	七三、四〇〇円
六五月	七五、〇〇〇円
六六月	七六、六〇〇円
六七月	七八、〇〇〇円
六八月	七九、四〇〇円
六九月	八〇、八〇〇円
七〇月	八二、二〇〇円
七一月	八三、六〇〇円
七二月	八五、〇〇〇円
七三月	八六、四〇〇円
七四月	八七、八〇〇円

七五月	八九、二〇〇円
七六月	九〇、六〇〇円
七七月	九二、〇〇〇円
七八月	九三、四〇〇円
七九月	九四、九〇〇円
八〇月	九六、四〇〇円
八一月	九七、九〇〇円
八二月	九九、四〇〇円
八三月	一〇〇、九〇〇円
八四月	一〇二、四〇〇円
八五月	一〇三、九〇〇円
八六月	一〇五、四〇〇円
八七月	一〇六、九〇〇円
八八月	一〇八、四〇〇円
八九月	一〇九、九〇〇円
九〇月	一一一、四〇〇円
九一月	一一三、〇〇〇円
九二月	一一四、六〇〇円
九三月	一一六、二〇〇円
九四月	一一七、八〇〇円
九五月	一一九、四〇〇円
九六月	一二一、〇〇〇円
九七月	一二二、六〇〇円
九八月	一二四、二〇〇円
九九月	一二五、八〇〇円

一〇〇月	一二七、四〇〇円
一〇一月	一二九、〇〇〇円
一〇二月	一三〇、六〇〇円
一〇三月	一三二、三〇〇円
一〇四月	一三四、〇〇〇円
一〇五月	一三五、七〇〇円
一〇六月	一三七、四〇〇円
一〇七月	一三九、一〇〇円
一〇八月	一四〇、八〇〇円
一〇九月	一四二、五〇〇円
一一〇月	一四四、二〇〇円
一一一月	一四五、九〇〇円
一一二月	一四七、六〇〇円
一一三月	一四九、三〇〇円
一一四月	一五一、〇〇〇円
一一五月	一五二、八〇〇円
一一六月	一五四、六〇〇円
一一七月	一五六、四〇〇円
一一八月	一五八、二〇〇円
一一九月	一六〇、〇〇〇円
一二〇月	一六一、八〇〇円
一二一月	一六三、六〇〇円
一二二月	一六五、四〇〇円
一二三月	一六七、二〇〇円
一二四月	一六九、〇〇〇円

一二五月	一七〇、八〇〇円
一二六月	一七二、六〇〇円
一二七月	一七四、四〇〇円
一二八月	一七六、二〇〇円
一二九月	一七八、〇〇〇円
一三〇月	一七九、八〇〇円
一三一月	一八一、六〇〇円
一三二月	一八三、五〇〇円
一三三月	一八五、四〇〇円
一三四月	一八七、三〇〇円
一三五月	一八九、二〇〇円
一三六月	一九一、一〇〇円
一三七月	一九三、〇〇〇円
一三八月	一九四、九〇〇円
一三九月	一九六、八〇〇円
一四〇月	一九八、七〇〇円
一四一月	二〇〇、六〇〇円
一四二月	二〇二、五〇〇円
一四三月	二〇四、四〇〇円
一四四月	二〇六、四〇〇円
一四五月	二〇八、四〇〇円
一四六月	二一〇、四〇〇円
一四七月	二一二、四〇〇円
一四八月	二一四、四〇〇円
一四九月	二一六、四〇〇円

一五〇月	二一八、四〇〇円
一五一月	二一〇、四〇〇円
一五二月	二一二、四〇〇円
一五三月	二一四、四〇〇円
一五四月	二一六、四〇〇円
一五五月	二一八、五〇〇円
一五六月	二三〇、六〇〇円
一五七月	二三二、七〇〇円
一五八月	二三四、八〇〇円
一五九月	二三六、九〇〇円
一六〇月	二三九、〇〇〇円
一六一月	二四一、一〇〇円
一六二月	二四三、二〇〇円
一六三月	二四五、三〇〇円
一六四月	二四七、四〇〇円
一六五月	二四九、六〇〇円
一六六月	二五一、八〇〇円
一六七月	二五四、〇〇〇円
一六八月	二五六、二〇〇円
一六九月	二五八、四〇〇円
一七〇月	二六〇、六〇〇円
一七一月	二六二、八〇〇円
一七二月	二六五、〇〇〇円
一七三月	二六七、二〇〇円
一七四月	二六九、四〇〇円

一七五月	二七一、六〇〇円
一七六月	二七三、八〇〇円
一七七月	二七六、一〇〇円
一七八月	二七八、四〇〇円
一七九月	二八〇、七〇〇円
一八〇月	二八三、〇〇〇円
一八一月	二八五、三〇〇円
一八二月	二八七、六〇〇円
一八三月	二八九、九〇〇円
一八四月	二九二、二〇〇円
一八五月	二九四、五〇〇円
一八六月	二九六、八〇〇円
一八七月	二九九、二〇〇円
一八八月	三〇一、六〇〇円
一八九月	三〇四、〇〇〇円
一九〇月	三〇六、四〇〇円
一九一月	三〇八、八〇〇円
一九二月	三一一、二〇〇円
一九三月	三一三、六〇〇円
一九四月	三一六、〇〇〇円
一九五月	三一八、四〇〇円
一九六月	三二〇、八〇〇円
一九七月	三二三、二〇〇円
一九八月	三二五、六〇〇円
一九九月	三二八、一〇〇円

二〇〇月	三三〇、六〇〇円
二〇一月	三三三、一〇〇円
二〇二月	三三五、六〇〇円
二〇三月	三三八、一〇〇円
二〇四月	三四〇、六〇〇円
二〇五月	三四三、一〇〇円
二〇六月	三四五、六〇〇円
二〇七月	三四八、一〇〇円
二〇八月	三五〇、七〇〇円
二〇九月	三五三、三〇〇円
二一〇月	三五五、九〇〇円
二一一月	三五八、五〇〇円
二一二月	三六一、一〇〇円
二一三月	三六三、七〇〇円
二一四月	三六六、三〇〇円
二一五月	三六九、〇〇〇円
二一六月	三七一、七〇〇円
二一七月	三七四、四〇〇円
二一八月	三七七、一〇〇円
二一九月	三七九、八〇〇円
二二〇月	三八二、五〇〇円
二二一月	三八五、二〇〇円
二二二月	三八七、九〇〇円
二二三月	三九〇、七〇〇円
二二四月	三九三、五〇〇円

二二五月	三九六、三〇〇円
二二六月	三九九、一〇〇円
二二七月	四〇一、九〇〇円
二二八月	四〇四、七〇〇円
二二九月	四〇七、五〇〇円
二三〇月	四一〇、三〇〇円
二三一月	四一三、一〇〇円
二三二月	四一五、九〇〇円
二三三月	四一八、八〇〇円
二三四月	四二一、七〇〇円
二三五月	四二四、六〇〇円
二三六月	四二七、五〇〇円
二三七月	四三〇、四〇〇円
二三八月	四三三、三〇〇円
二三九月	四三六、三〇〇円
二四〇月	四三九、三〇〇円
二四一月	四四二、三〇〇円
二四二月	四四五、三〇〇円
二四三月	四四八、三〇〇円
二四四月	四五一、三〇〇円
二四五月	四五四、三〇〇円
二四六月	四五七、三〇〇円
二四七月	四六〇、四〇〇円
二四八月	四六三、五〇〇円
二四九月	四六六、六〇〇円

二五〇月	四六九、七〇〇円
二五一月	四七二、八〇〇円
二五二月	四七五、九〇〇円
二五三月	四七九、〇〇〇円
二五四月	四八二、一〇〇円
二五五月	四八五、二〇〇円
二五六月	四八八、四〇〇円
二五七月	四九一、六〇〇円
二五八月	四九四、八〇〇円
二五九月	四九八、〇〇〇円
二六〇月	五〇一、二〇〇円
二六一月	五〇四、四〇〇円
二六二月	五〇七、七〇〇円
二六三月	五一一、〇〇〇円
二六四月	五一四、三〇〇円
二六五月	五一七、六〇〇円
二六六月	五二〇、九〇〇円
二六七月	五二四、二〇〇円
二六八月	五二七、五〇〇円
二六九月	五三〇、九〇〇円
二七〇月	五三四、三〇〇円
二七一月	五三七、七〇〇円
二七二月	五四一、一〇〇円
二七三月	五四四、五〇〇円
二七四月	五四七、九〇〇円

二七五月	五五一、四〇〇円
二七六月	五五四、九〇〇円
二七七月	五五八、四〇〇円
二七八月	五六一、九〇〇円
二七九月	五六五、四〇〇円
二八〇月	五六八、九〇〇円
二八一月	五七二、四〇〇円
二八二月	五七五、九〇〇円
二八三月	五七九、五〇〇円
二八四月	五八三、一〇〇円
二八五月	五八六、七〇〇円
二八六月	五九〇、三〇〇円
二八七月	五九三、九〇〇円
二八八月	五九七、六〇〇円
二八九月	六〇一、三〇〇円
二九〇月	六〇五、〇〇〇円
二九一月	六〇八、七〇〇円
二九二月	六一二、四〇〇円
二九三月	六一六、一〇〇円
二九四月	六一九、八〇〇円
二九五月	六二三、六〇〇円
二九六月	六二七、四〇〇円
二九七月	六三一、二〇〇円
二九八月	六三五、〇〇〇円
二九九月	六三八、八〇〇円

三〇〇月	六四二、七〇〇円
三〇一月	六四六、六〇〇円
三〇二月	六五〇、五〇〇円
三〇三月	六五四、四〇〇円
三〇四月	六五八、三〇〇円
三〇五月	六六二、二〇〇円
三〇六月	六六六、二〇〇円
三〇七月	六七〇、二〇〇円
三〇八月	六七四、二〇〇円
三〇九月	六七八、二〇〇円
三一〇月	六八二、二〇〇円
三一一月	六八六、二〇〇円
三一二月	六九〇、三〇〇円
三一三月	六九四、四〇〇円
三一四月	六九八、五〇〇円
三一五月	七〇二、六〇〇円
三一六月	七〇六、七〇〇円
三一七月	七一〇、九〇〇円
三一八月	七一五、一〇〇円
三一九月	七一九、三〇〇円
三二〇月	七二三、五〇〇円
三二一月	七二七、七〇〇円
三二二月	七三一、九〇〇円
三二三月	七三六、二〇〇円
三二四月	七四〇、五〇〇円

三二五月	七四四、八〇〇円
三二六月	七四九、一〇〇円
三二七月	七五三、四〇〇円
三二八月	七五七、八〇〇円
三二九月	七六二、二〇〇円
三三〇月	七六六、六〇〇円
三三一月	七七一、〇〇〇円
三三二月	七七五、四〇〇円
三三三月	七七九、九〇〇円
三三四月	七八四、四〇〇円
三三五月	七八八、九〇〇円
三三六月	七九三、四〇〇円
三三七月	七九七、九〇〇円
三三八月	八〇二、五〇〇円
三三九月	八〇七、一〇〇円
三四〇月	八一一、七〇〇円
三四一月	八一六、三〇〇円
三四二月	八二〇、九〇〇円
三四三月	八二五、六〇〇円
三四四月	八三〇、三〇〇円
三四五月	八三五、〇〇〇円
三四六月	八三九、七〇〇円
三四七月	八四四、四〇〇円
三四八月	八四九、一〇〇円
三四九月	八五三、九〇〇円

三五〇月	八五八、七〇〇円
三五一月	八六三、五〇〇円
三五二月	八六八、三〇〇円
三五三月	八七三、二〇〇円
三五四月	八七八、一〇〇円
三五五月	八八三、〇〇〇円
三五六月	八八七、九〇〇円
三五七月	八九二、八〇〇円
三五八月	八九七、八〇〇円
三五九月	九〇二、八〇〇円
三六〇月	九〇七、八〇〇円
三六一月	九一二、八〇〇円
三六二月	九一七、九〇〇円
三六三月	九二三、〇〇〇円
三六四月	九二八、一〇〇円
三六五月	九三三、三〇〇円
三六六月	九三八、五〇〇円
三六七月	九四三、七〇〇円
三六八月	九四八、九〇〇円
三六九月	九五四、一〇〇円
三七〇月	九五九、四〇〇円
三七一月	九六四、七〇〇円
三七二月	九七〇、〇〇〇円
三七三月	九七五、三〇〇円
三七四月	九八〇、六〇〇円

三七五月	九八六、〇〇〇円
三七六月	九九一、四〇〇円
三七七月	九九六、八〇〇円
三七八月	一、〇〇二、二〇〇円
三七九月	一、〇〇七、七〇〇円
三八〇月	一、〇一三、二〇〇円
三八一月	一、〇一八、七〇〇円
三八二月	一、〇二四、二〇〇円
三八三月	一、〇二九、八〇〇円
三八四月	一、〇三五、四〇〇円
三八五月	一、〇四一、〇〇〇円
三八六月	一、〇四六、六〇〇円
三八七月	一、〇五二、二〇〇円
三八八月	一、〇五七、九〇〇円
三八九月	一、〇六三、六〇〇円
三九〇月	一、〇六九、三〇〇円
三九一月	一、〇七五、一〇〇円
三九二月	一、〇八〇、九〇〇円
三九三月	一、〇八六、七〇〇円
三九四月	一、〇九二、五〇〇円
三九五月	一、〇九八、四〇〇円
三九六月	一、一〇四、三〇〇円
三九七月	一、一一〇、二〇〇円
三九八月	一、一一六、一〇〇円
三九九月	一、一二二、〇〇〇円

四〇〇月	一、一二八、〇〇〇円
四〇一月	一、一三四、〇〇〇円
四〇二月	一、一四〇、〇〇〇円
四〇三月	一、一四六、一〇〇円
四〇四月	一、一五二、二〇〇円
四〇五月	一、一五八、三〇〇円
四〇六月	一、一六四、四〇〇円
四〇七月	一、一七〇、六〇〇円
四〇八月	一、一七六、八〇〇円
四〇九月	一、一八三、〇〇〇円
四一〇月	一、一八九、三〇〇円
四一一月	一、一九五、六〇〇円
四一二月	一、二〇一、九〇〇円
四一三月	一、二〇八、二〇〇円
四一四月	一、二一四、六〇〇円
四一五月	一、二二一、〇〇〇円
四一六月	一、二二七、四〇〇円
四一七月	一、二三三、八〇〇円
四一八月	一、二四〇、三〇〇円
四一九月	一、二四六、八〇〇円
四二〇月	一、二五三、三〇〇円
四二一月	一、二五九、九〇〇円
四二二月	一、二六六、五〇〇円
四二三月	一、二七三、二〇〇円
四二四月	一、二七九、九〇〇円

四二五月	一、二八六、六〇〇円
四二六月	一、二九三、三〇〇円
四二七月	一、三〇〇、一〇〇円
四二八月	一、三〇六、九〇〇円
四二九月	一、三一三、七〇〇円
四三〇月	一、三二〇、五〇〇円
四三一月	一、三二七、四〇〇円
四三二月	一、三三四、三〇〇円
四三三月	一、三四一、二〇〇円
四三四月	一、三四八、一〇〇円
四三五月	一、三五五、一〇〇円
四三六月	一、三六二、一〇〇円
四三七月	一、三六九、二〇〇円
四三八月	一、三七六、三〇〇円
四三九月	一、三八三、四〇〇円
四四〇月	一、三九〇、六〇〇円
四四一月	一、三九七、八〇〇円
四四二月	一、四〇五、〇〇〇円
四四三月	一、四一二、二〇〇円
四四四月	一、四一九、五〇〇円
四四五月	一、四二六、八〇〇円
四四六月	一、四三四、一〇〇円
四四七月	一、四四一、五〇〇円
四四八月	一、四四八、九〇〇円
四四九月	一、四五六、三〇〇円

四五〇月	一、四六三、七〇〇円
四五一月	一、四七一、二〇〇円
四五二月	一、四七八、七〇〇円
四五三月	一、四八六、二〇〇円
四五四月	一、四九三、八〇〇円
四五五月	一、五〇一、四〇〇円
四五六月	一、五〇九、一〇〇円
四五七月	一、五一六、八〇〇円
四五八月	一、五二四、五〇〇円
四五九月	一、五三二、三〇〇円
四六〇月	一、五四〇、一〇〇円
四六一月	一、五四八、〇〇〇円
四六二月	一、五五五、九〇〇円
四六三月	一、五六三、八〇〇円
四六四月	一、五七一、七〇〇円
四六五月	一、五七九、七〇〇円
四六六月	一、五八七、七〇〇円
四六七月	一、五九五、八〇〇円
四六八月	一、六〇三、九〇〇円
四六九月	一、六一二、〇〇〇円
四七〇月	一、六二〇、二〇〇円
四七一月	一、六二八、四〇〇円
四七二月	一、六三六、六〇〇円
四七三月	一、六四四、九〇〇円
四七四月	一、六五三、二〇〇円

四七五月	一、六六一、五〇〇円
四七六月	一、六六九、八〇〇円
四七七月	一、六七八、二〇〇円
四七八月	一、六八六、六〇〇円
四七九月	一、六九五、一〇〇円
四八〇月	一、七〇三、六〇〇円
四八一月	一、七一二、二〇〇円
四八二月	一、七二〇、八〇〇円
四八三月	一、七二九、五〇〇円
四八四月	一、七三八、二〇〇円
四八五月	一、七四六、九〇〇円
四八六月	一、七五五、七〇〇円
四八七月	一、七六四、五〇〇円
四八八月	一、七七三、三〇〇円
四八九月	一、七八二、二〇〇円
四九〇月	一、七九一、一〇〇円
四九一月	一、八〇〇、一〇〇円
四九二月	一、八〇九、一〇〇円
四九三月	一、八一八、一〇〇円
四九四月	一、八二七、二〇〇円
四九五月	一、八三六、三〇〇円
四九六月	一、八四五、四〇〇円
四九七月	一、八五四、六〇〇円
四九八月	一、八六三、八〇〇円
四九九月	一、八七三、一〇〇円

五〇〇月	一、八八二、四〇〇円
五〇一月	一、八九一、八〇〇円
五〇二月	一、九〇一、二〇〇円
五〇三月	一、九一〇、七〇〇円
五〇四月	一、九二〇、二〇〇円
五〇五月	一、九二九、七〇〇円
五〇六月	一、九三九、二〇〇円
五〇七月	一、九四八、八〇〇円
五〇八月	一、九五八、四〇〇円
五〇九月	一、九六八、一〇〇円
五一〇月	一、九七七、八〇〇円
五一一月	一、九八七、六〇〇円
五一二月	一、九九七、四〇〇円
五一三月	二、〇〇七、三〇〇円
五一四月	二、〇一七、二〇〇円
五一五月	二、〇二七、二〇〇円
五一六月	二、〇三七、二〇〇円
五一七月	二、〇四七、二〇〇円
五一八月	二、〇五七、三〇〇円
五一九月	二、〇六七、四〇〇円
五二〇月	二、〇七七、六〇〇円
五二一月	二、〇八七、八〇〇円
五二二月	二、〇九八、〇〇〇円
五二三月	二、一〇八、三〇〇円
五二四月	二、一一八、六〇〇円

五二五月	二、一二九、〇〇〇円
五二六月	二、一三九、四〇〇円
五二七月	二、一四九、九〇〇円
五二八月	二、一六〇、四〇〇円
五二九月	二、一七一、〇〇〇円
五三〇月	二、一八一、七〇〇円
五三一月	二、一九二、四〇〇円
五三二月	二、二〇三、一〇〇円
五三三月	二、二一三、九〇〇円
五三四月	二、二二四、七〇〇円
五三五月	二、二三五、六〇〇円
五三六月	二、二四六、六〇〇円
五三七月	二、二五七、六〇〇円
五三八月	二、二六八、六〇〇円
五三九月	二、二七九、七〇〇円
五四〇月	二、二九〇、八〇〇円
五四一月以上の月数	二、二九〇、八〇〇円に、五四〇月を超える一月につき一一、一〇〇円を加算した金額

別表第三（第二十一条の三関係）

年数	率
一年	一・〇八
二年	一・一三
三年	一・二一
四年	一・二八
五年	一・三五

六年		一・六七
七年		二・〇〇
八年		二・三五
九年		二・七二
一〇年		三・一〇

別表第四を別表第五とし、別表第三の次に次の一表を加える。

別表第四（第二十一条の四関係）

月数	率
四三月	四三・二
四四月	四四・四
四五月	四五・七
四六月	四七・〇
四七月	四八・三
四八月	四九・六
四九月	五一・〇
五〇月	五二・三
五一月	五三・七
五二月	五五・二
五三月	五六・七
五四月	五八・二
五五月	五九・七
五六月	六一・三
五七月	六二・九
五八月	六四・六
五九月	六六・三

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成三年四月一日から施行する。ただし、第四条第二項及び第二十一条の二第四項の改正規定（「三千円」を「四千円」に改める部分に限る。）並びに次条第一項から第四項までの規定は、同年十二月一日から施行する。

（掛金月額に関する経過措置）

第二条　第四条第二項の改正規定（「三千円」を「四千円」に改める部分に限る。）の施行の際現に掛金月額が三千円である退職金共済契約（この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に締結された退職金共済契約で改正後の中小企業退職金共済法（以下「新法」という。）第四条第二項に規定する短時間労働被共済者に該当する被共済者に係るものを除く。以下「第一項契約」という。）については、新法第四条第二項の規定にかかわらず、平成三年十二月一日から起算して二年を経過する日までの間は、その掛金月額を三千円とすることができる。ただし、新法第九条の規定により掛金月額が四千円以上の額に増加された日以後においては、この限りでない。

2　第一項契約のうち、前項本文に規定する期間の経過後における掛金月額を四千円以上に増加することが著しく困難であると労働大臣が認定したもの（以下「第二項認定契約」という。）については、新法第四条第二項の規定にかかわらず、当該期間の経過後においても、労働省令で定める日までの間は、その掛金月額を三千円とすることができる。この場合には、前項ただし書の規定を準用する。

3　第一項契約のうち、第一項本文に規定する期間の満了の際現に掛金月額が三千円であるもの（第二項認定契約を除く。）に係る掛金月額は、当該期間の満了の時に、四千円に増加されたものとみなす。

4　第二項認定契約のうち、第二項に規定する労働省令で定める日までの期間の満了の際現に掛金月額が三千円であるものに係る掛金月額は、当該期間の満了の時に、四千円に増加されたものとみなす。

5　この法律の施行の際現に掛金月額が三千円未満である退職金共済契約に関する新法第四条第二項及び第三項の規定の適用については、施行日から平成三年十一月三十日までの間は、同条第二項中「三千円（退職金共済契約の申込みの日において、一週間の所定労働時間が、当該共済契約者に雇用される通常の従業員の一週間の所定労働時間に比し短く、かつ、労働大臣の定める時間数未満である者に該当する被共済者（第二十一条の二第四項において「短時間労働被共済者」という。）にあつては、二千円）」とあるのは「千二百円」と、同条第三項中「二千円を」とあるのは「千二百円を超え二千円未満であるときは二百円に整数を乗じて得た額、二千円を超え三

千円未満であるときは五百円に整数を乗じて得た額、三千円を」とする。

6　中小企業退職金共済事業団は、前項に規定する退職金共済契約に係る共済契約者からの掛金月額の減少の申込みについては、新法第九条第二項の規定にかかわらず、前項に規定する期間中は、新法第八条第三項各号に掲げる場合においても、これを承諾してはならない。ただし、新法第九条の規定により掛金月額が三千円を超える額に増加された後における三千円以上の額への掛金月額の減少の申込みについては、この限りでない。

7　前二項の規定は、第五項に規定する退職金共済契約のうち、同項に規定する期間の満了後における掛金月額を三千円以上に増加させることが著しく困難であると労働大臣が認定したもの（以下「第七項認定契約」という。）に係る当該期間の満了後における掛金月額に関して準用する。この場合において、第五項中「施行日から平成三年十一月三十日まで」とあるのは「労働省令で定める日まで」と、「三千円（」とあるのは「四千円（」と、前項中「期間中」とあるのは「労働省令で定める日までの間」と、「三千円」とあるのは「四千円」と読み替えるものとする。

8　第五項に規定する退職金共済契約のうち、同項に規定する期間の満了の際現に掛金月額が三千円未満であるもの（第七項認定契約を除く。）に係る掛金月額は、当該期間の満了の時に、三千円に増加されたものとみなす。

9　第七項認定契約のうち、第七項において準用する第五項に規定する労働省令で定める日までの期間の満了の際現に掛金月額が三千円未満であるものに係る掛金月額は、当該期間の満了の時に、三千円に増加されたものとみなす。

10　第七項認定契約のうち前項に規定する期間の満了の際現に掛金月額が三千円であるもの及び同項に規定する退職金共済契約については、新法第四条第二項の規定にかかわらず、当該期間の満了後二年間は、その掛金月額を三千円とすることができる。この場合には、第一項ただし書の規定を準用する。

11　第二項の規定は、前項に規定する退職金共済契約のうち、同項に規定する二年の期間の満了後における掛金月額を四千円以上に増加することが著しく困難であると労働大臣が認定したもの（以下「第十一項認定契約」という。）について準用する。

12　第十項に規定する退職金共済契約（第十一項認定契約を除く。）のうち、第十項に規定する二年の期間の満了の際現に掛金月額が三千円であるものに係る掛金月額は、当該期間の満了の時に、四千円に増加されたものとみなす。

13　第十一項認定契約のうち、第十一項において準用する第二項に規定する労働省令で定める日までの期間の満了の際現に掛金月額が三千円であるものに係る掛金月額は、当該期間の満了の時に、四千円に増加されたものとみなす。

14　この法律の施行の際現に掛金月額が三千五百円又は四千五百円である退職金共済契約については、新法第四条第三項の規定にかかわらず、第五項に規定する期間中は、その掛金月額を当該三千五百円又は四千五百円とすることができる。ただし、新法第九条の規定により掛金月額が当該三千五百円又は四千五百円以外の額に変更された日以後においては、この限りでない。

15　前項の規定は、同項に規定する退職金共済契約のうち、第五項に規定する期間の満了後における掛金月額を当該三千五百円又は四千五百円を超える額に増加させることが著しく困難であり、かつ、当該共済契約者が当該期間の満了後においてもなおその掛金月額を当該三千五百円又は四千五百円とする旨の希望を有すると労働大臣が認定したもの（以下「第十五項認定契約」という。）に係る当該期間の満了後における掛金月額に関して準用する。この場合において、前項中「第四条第三項」とあるのは「第四条第二項及び第三項」と、「第五項に規定する期間中」とあるのは「労働省令で定める日までの間」と読み替えるものとする。

16　第十四項に規定する退職金共済契約のうち、第五項に規定する期間の満了の際現に掛金月額が三千五百円又は四千五百円であるもの（第十五項認定契約を除く。）に係る掛金月額は、当該期間の満了の時に、それぞれ、四千円又は五千円に増加されたものとみなす。

17　第十五項認定契約のうち、第十五項において準用する第十四項に規定する労働省令で定める日までの期間の満了の際現に掛金月額が三千五百円又は四千五百円であるものに係る掛金月額は、当該期間の満了の時に、それぞれ、四千円又は五千円に増加されたものとみなす。

18　第二項、第七項、第十一項及び第十五項の規定による認定に関し必要な事項は、労働省令で定める。

19　船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員である被共済者に係る退職金共済契約に関しては、第二項（第十一項において準用する場合を含む。）、第七項において準用する第五項、第十五項において準用する第十四項及び前項中「労働省令」とあるのは「運輸省令」と、第二項、第七項、第十一項及び第十五項中「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」とする。

（過去勤務掛金に関する経過措置）

第三条　新法第二十一条の三第一項の規定は、施行日以後に効力を生じた退職金共済契約の被共済者に係る過去勤務掛金について適用し、施行日前に効力を生じた退職金共済契約の被共済者に係る過去勤務掛金については、なお従前の例による。

（退職金等に関する経過措置）

第四条　新法第十条第二項及び第三項並びに第二十一条の四第一項及び第二項（第一号を除く。）

の規定は、施行日以後に効力を生じた退職金共済契約の被共済者が退職した場合における退職金の額について適用し、施行日前に効力を生じた退職金共済契約の被共済者が退職した場合（第四項の規定の適用がある場合を除く。）における退職金の額については、次に定めるところによる。

一　施行日前に退職した被共済者に係る退職金の額については、なお従前の例による。

二　施行日以後に退職した被共済者のうち、その者について過去勤務掛金が納付されたことのない者に係る退職金の額については、次に定めるところによる。

イ　施行日以後に施行日前における当該被共済者に係る掛金月額の最高額（以下「旧最高掛金月額」という。）を超える額の掛金の納付がなかった退職金共済契約の被共済者に係る退職金の額は、政令で定めるところにより、従前の算定方法により算定した額とする。

ロ　イに規定する被共済者以外の被共済者に係る退職金の額は、次の(1)及び(2)に定める額を合算して得た額とする。

(1)　各月分の掛金のうち旧最高掛金月額を超える額により納付された掛金は旧最高掛金月額に相当する額により納付されたものとして、政令で定めるところにより、従前の算定方法により算定した額

(2)　旧最高掛金月額を超える額により納付された掛金のうち旧最高掛金月額を超える部分につき、新法第十条第二項第一号中「掛金月額を千円ごとに」とあるのは「中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成二年法律第　　号）附則第四条第一項第二号ロ(2)に規定する旧最高掛金月額（以下「旧最高掛金月額」という。）を超える掛金月額につきその超える額を百円ごとに」と、「別表第一の下欄に定める金額」とあるのは「別表第一の下欄に定める金額の十分の一の金額」と、「千円に」とあるのは「百円に」と、同項第二号中「千円」とあるのは「百円」と、同項第三号中「別表第二の下欄に定める金額」とあるのは「別表第二の下欄に定める金額の十分の一の金額」と、「月数となる月」とあるのは「月数となる月（平成四年四月以後の月に限る。）」と、「各月分の掛金」とあるのは「各月分の掛金のうち旧最高掛金月額を超える部分」として、同項の規定を適用した場合に得られる額

三　施行日以後に退職した被共済者のうち、その者について過去勤務掛金が納付されたことのある者（次号の規定に該当する被共済者を除く。）に係る退職金の額については、次に定めるところによる。

イ　施行日以後に旧最高掛金月額を超える額の掛金の納付がなかった退職金共済契約の被共済者に係る退職金の額は、政令で定めるところにより、従前の算定方法により算定した額とする。

ロ　イに規定する被共済者以外の被共済者に係る退職金の額は、次の(1)及び(2)に定める額を合算して得た額とする。

(1)　各月分の掛金のうち旧最高掛金月額を超える額により納付された掛金は旧最高掛金月額に相当する額により納付されたものとして、政令で定めるところにより算定した額

(2)　旧最高掛金月額を超える額により納付された掛金のうち旧最高掛金月額を超える部分につき、新法第十条第二項各号列記以外の部分中「掛金納付月数」とあるのは「掛金納付月数に過去勤務期間の月数を加えた月数」と、同項第二号中「千円に区分掛金納付月数」とあるのは「百円に特定区分掛金納付月数（旧最高掛金月額を超える掛金月額につきその超える額を百円ごとに順次区分した場合における各区分ごとの当該区分に係る掛金の納付があった月数をいう。次号において同じ。）」と、同項第三号中「区分掛金納付月数」とあるのは「特定区分掛金納付月数」と、「別表第二の下欄に定める金額」とあるのは「別表第二の下欄に定める金額の十分の一の金額」と、「掛金納付月数が」とあるのは「労働省令で定めるところにより掛金納付月数と過去勤務期間の月数を通算した月数が」と、「月数となる月」とあるのは「月数となる月（平成四年四月以後の月に限る。）」と、「各月分の掛金」とあるのは「各月分の掛金のうち旧最高掛金月額を超える部分」として、同項（第一号を除く。）の規定を適用した場合に得られる額

四　施行日以後に退職した被共済者のうち、その者について過去勤務掛金が納付されたことのある者であって、退職金共済契約の効力が生じた日の属する月から五年（過去勤務期間が五年に満たないときは、当該過去勤務期間の年数）を経過する月までの一部の月につき過去勤務掛金が納付されていないものに係る退職金の額については、新法第二十一条の四第二項第二号ロ及びハ中「第十条第二項の規定により算定した額」とあるのは、「過去勤務掛金が納付されたことがないものとして中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成二年法律第　　号）附則第四条第一項第二号の規定を適用した場合に得られる額」として、同項の規定を適用した場合に得られる額とする。

2　新法第十条の二から第十条の四までの規定は、施行日以後に退職した者に係る退職金の支給について適用し、施行日前に退職した者に係る退職金の支給については、なお従前の例による。

3　新法第十三条第三項（解約手当金の額に係る部分に限る。）及び第二十一条の四第三項第二号の規定は、施行日以後に効力を生じた退職金共済契約が解除された場合における解約手当金の額について適用し、その他の場合における解約手当金の額については、次に定めるところによる。

一　施行日前に退職金共済契約が解除された場合における解約手当金の額については、なお従前の例による。

二　施行日前に効力を生じた退職金共済契約で過去勤務掛金が納付されたことのないものが施行日以後に解除された場合における解約手当金の額については、次に定めるところによる。

イ　施行日以後に旧最高掛金月額を超える額の掛金の納付がなかった退職金共済契約に係る解約手当金の額は、政令で定めるところにより、従前の算定方法により算定した額とする。

ロ　イに規定する退職金共済契約以外の退職金共済契約に係る解約手当金の額は、次の(1)及び(2)に定める額を合算して得た額とする。

(1)　各月分の掛金のうち旧最高掛金月額を超える額により納付された掛金は旧最高掛金月額に相当する額により納付されたものとして、政令で定めるところにより、従前の算定方法により算定した額

(2)　旧最高掛金月額を超える額により納付された掛金のうち旧最高掛金月額を超える部分につき、労働省令で定めるところにより、第一項第二号ロ(2)の規定の例により算定した額

三　施行日前に効力を生じた退職金共済契約で過去勤務掛金が納付されたことのあるもの（次号の規定に該当するものを除く。）が施行日以後に解除された場合における解約手当金の額については、次に定めるところによる。

イ　施行日以後に旧最高掛金月額を超える額の掛金の納付がなかった退職金共済契約に係る解約手当金の額は、政令で定めるところにより、従前の算定方法により算定した額とする。

ロ　イに規定する退職金共済契約以外の退職金共済契約に係る解約手当金の額は、次の(1)及び(2)に定める額を合算して得た額とする。

(1)　各月分の掛金のうち旧最高掛金月額を超える額により納付された掛金は旧最高掛金月額に相当する額により納付されたものとして、政令で定めるところにより、従前の算定方法により算定した額

(2)　旧最高掛金月額を超える額により納付された掛金のうち旧最高掛金月額を超える部分につき、労働省令で定めるところにより、第一項第三号ロ(2)の規定の例により算定した額

四　施行日前に効力を生じた退職金共済契約のうち、過去勤務掛金が納付されたことのある退職金共済契約であって、当該退職金共済契約の効力が生じた日の属する月から五年（過去勤務期間が五年に満たないときは、当該過去勤務期間の年数）を経過する月までの一部の月につき過去勤務掛金が納付されていないものに係る解約手当金の額については、第一項第四号の規定を準用する。この場合において、同号中「附則第四条第一項第二号」とあるのは、「附則第四条第三項第二号」と読み替えるものとする。

4　施行日以後に効力を生じた退職金共済契約（以下「新契約」という。）について施行日前に効力を生じた退職金共済契約（以下「旧契約」という。）に係る掛金納付月数を新法第十四条の規定により通算する場合における新法第十条第二項（新法第十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新法第十条第二項第三号ロ中「月数となる月」とあるのは、「月数となる月（平成四年四月以後の月に限る。）」とする。

5　前項の場合に支給される退職金のうち、その額が次に掲げる額の合算額を下回ることとなる退職金の額は、新法第十条第二項の規定にかかわらず、当該合算額とする。

一　新法第十条第二項の規定により新契約に係る退職金の額として算定して得られる額

二　第一項各号の規定の例により旧契約に係る退職金の額として算定して得られる額に対し、新契約に係る掛金納付月数に相当する期間につき年五パーセントの複利による計算をして得た元利合計額（その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）

6　第四項の場合に支給される解約手当金のうち、その額が次に掲げる額の合算額を下回ることとなる解約手当金の額は、新法第十三条第三項において準用する新法第十条第二項の規定にかかわらず、当該合算額とする。

一　新法第十三条第三項において準用する新法第十条第二項の規定により新契約に係る解約手当金の額として算定して得られる額

二　第一項各号の規定の例により旧契約に係る退職金の額として算定して得られる額に対し、新契約に係る掛金納付月数に相当する期間につき年五パーセントの複利による計算をして得た元利合計額（その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）

（中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の一部改正）

第五条　中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条を次のように改める。

第二条　削除

附則第三条第一項中「新法」を「改正後の中小企業退職金共済法（以下「新法」という。）」に、「施行日以後」を「この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後」に改める。

（政令への委任）

第六条　附則第二条から第四条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理由

最近における経済社会情勢の変化に対応するため、退職金共済制度について、退職金の額は、掛金月額及び掛金納付月数に応じて定まる額に金利の変動に応じて定まる額を加えた額とするとともに、掛金月額の上限及び下限を引き上げ、あわせて、短時間労働者に係る掛金月額の下限の特例を設けるほか、退職金の分割支給制度を導入する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、賃金・退職金水準の上昇、短時間労働者の増加、金利情勢の変動等の経済社会情勢の変化に対応しつつ、長期的に安定した制度としてその一層の充実を図ろうとするもので、その要旨は次のとおりである。

1　掛金月額の最低額を現行の三千円から四千円に、最高額を現行の二万円から二万六千円に引き上げるものとすること。

2　短時間労働被共済者に係る掛金月額の最低額を二千円とするものとすること。

3　退職金の額は、掛金月額及び掛金納付月数に応じて定まる基本退職金の額に金利の変動に応じて定まる付加退職金の額を加えた額とするものとすること。

4　退職金の額が一定の金額以上で、退職した日において六十歳以上である者については、被共済者の請求により、分割払の方法により支給することができるものとすること。

5　過去勤務通算月額の最低額を掛金月額の最低額にあわせて引き上げるとともに、短時間労働者に係る過去勤務通算月額の最低額の特例を設けるものとすること。

6　その他所要の規定の整備等を行うものとすること。

7　この法律は、平成三年四月一日から施行するものとすること。ただし、掛金月額の最低額の引上げに係る規定は、同年十二月一日から施行するものとすること。

二　議案の可決理由

最近における賃金・退職金水準の上昇等の経済社会情勢の変化に対応するため、退職金共済制度を長期的に安定したものとして一層の充実を図ることは時宜に適するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二年五月二十九日

社会労働委員長　畑　英次郎

衆議院議長　櫻内　義雄殿

〔別紙〕

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、中小企業労働者と大企業労働者との間の労働条件、労働福祉等の面での格差を縮小する必要があることにかんがみ、中小企業労働者の労働条件、労働福祉等を改善・充実するための施策を総合的に推進するとともに、中小企業退職金共済法の改正施行に当たっては、退職金制度が高齢化社会において労働者の老後保障の機能をもつものとして今後一層重要な役割を果たすことに十分留意しつつ、次の諸点について適切な措置を講ずるよう努力すべきである。

一　中小企業退職金共済制度の適用拡大を図るため、地方公共団体への協力要請、相談体制の整備等加入促進対策を積極的に推進すること。

二　増大するパートタイマー等の労働条件及び生活実態を踏まえ、これらの労働者の中小企業退職金共済制度への加入促進対策を積極的に推進するとともに、制度の改善に関する研究を進めること。

三　中小企業退職金共済制度の安定・充実のため、資産運用については、その安全の確保に留意しつつ、効率化を図ること。

四　特定業種退職金共済制度についても加入促進策を強化するとともに、引き続き共済手帳の交付及び共済証紙の貼付の履行確保に必要な措置を講ずること。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成二年三月十三日

内閣総理大臣　海部　俊樹

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律

防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

防衛庁の職員の給与等に関する法律

第一条中「因る災害補償」を「よる災害補償及び若年定年退職者給付金に関する事項」に改める。

第五条第三項中「防衛庁職員給与法」を「防衛庁の職員の給与等に関する法律」に改める。

第二十七条の次に次の十条を加える。

（若年定年退職者給付金の支給）

第二十七条の二　自衛官としての引き続いた在職期間が二十年以上である者その他これに準ずる者として政令で定める者（以下「長期在職自衛官」という。）であつて次の各号のいずれかに該当するもの（以下「若年定年退職者」という。）には、若年定年退職者給付金（以下「給付金」という。）を支給する。ただし、その者が当該各号に規定する退職の日又はその翌日に国家公務員又は地方公務員（これらの者で臨時的に任用されるものその他の任期を定めて任用されるもの及び非常勤のものを除く。）となつたときは、この限りでない。

一　定年（自衛隊法第四十四条の二第二項本文に規定する定年（以下「自衛官以外の職員の定年」という。）以上であるものを除く。以下「若年定年」という。）に達したことにより退職した者

二　その者の事情によらないで若年定年に達するまで引き続いて勤務することを困難とする理由により若年定年に達する日以前一年内に退職した者で政令で定めるもの

三　若年定年に達した後、自衛隊法第四十五条第三項の規定により引き続いて勤務することを命ぜられ、その勤務を命ぜられた期間（以下「勤務延長期間」という。）が満了したことにより退職した者又は勤務延長期間が満了する前にその者の非違によることなく退職した者

（給付金の支給時期及び額）

第二十七条の三　給付金は、二回に分割し、総理府令で定める月であつて前条の規定により給付金の支給を受けることができる若年定年退職者の退職した日の属する月後最初に到来するものに第一回目の給付金を、その者の退職した日の属する年の翌々年の総理府令で定める月に第二回目の給付金をそれぞれ支給する。

2　第一回目の給付金及び第二回目の給付金の額は、退職の日においてその者の受けていた俸給月額（退職の日において休職にされていたことにより俸給の一部又は全部を支給されなかつた者その他の政令で定める者については政令で定める俸給月額とし、これらの額が別表第二の三等陸佐、三等海佐及び三等空佐の欄における俸給の幅の最高の号俸による額を超える場合には、その最高の号俸による額とする。次条において単に「俸給月額」という。）に算定基礎期間（退職の日において定められているその者に係る定年に達する日の翌日から自衛官以外の職員の定年に達する日までの期間をいう。以下同じ。）の年数を乗じて得た額に第一回目の給付金にあつては一・七一四を、第二回目の給付金にあつては四・二八六をそれぞれ乗じて得た額に、第一回目の給付金及び第二回目の給付金の支給される時期並びに算定基礎期間の年数を勘案して一を超えない範囲内でそれぞれ算定基礎期間の年数に応じて政令で定める率を乗じて得た額とする。

3　前条第三号に該当する若年定年退職者の第一回目の給付金及び第二回目の給付金の額は、前項の規定にかかわらず、それぞれ同項の規定により計算した額から、その者に係る定年に達する日の翌日の属する月の翌月からその者の退職した日の属する月までの月数を勘案して政令で定めるところにより計算した額を減じた額とする。

（所得による給付金の額の調整等）

第二十七条の四　若年定年退職者の退職した日の属する年の翌年（以下「退職の翌年」という。）におけるその者の所得金額が支給調整下限額（その者が退職の翌年まで自衛官として在職していたと仮定した場合においてその年に受けるべき俸給、扶養手当、営外手当、期末手当及び勤勉手当の合計額として政令で定めるところにより計算した額に相当する額（以下「給与年額相当額」という。）からその者に係る俸給月額に六を乗じて得た額を減じた額をいう。以下同じ。）を超え、支給調整上限額（その者に係る給与年額相当額からその者に係る俸給月額に一・七一四を乗じて得た額を減じた額をいう。以下同じ。）に満たない場合には、前条第二項及び第三項の規定にかかわらず、第二回目の給付金の額は、これらの規定により計算した第二回目の給付金の額に相当する額に、その者に係る支給調整上限額から退職の翌年におけるその者の所得金額を減じた額をその者に係る支給調整上限額からその者に係る支給調整下限額を減じた額で除して得た率を乗じて得た額とする。

2　若年定年退職者の退職の翌年における所得金額がその者に係る支給調整上限額以上である場合には、前条第一項の規定にかかわらず、第二回目の給付金は、支給しない。

3　第一回目の給付金の支給を受けた若年定年退職者の退職の翌年における所得金額が次の各号のいずれかに該当する場合には、その者は、当該各号に定める金額を返納しなければならない。

一　その者に係る支給調整上限額を超え、その者に係る給与年額相当額に満たない場合　その者の支給を受けた第一回目の給付金の額に、その者の退職の翌年における所得金額がその者に係る支給調整上限額からその者に係る給与年額相当額を減じた額で除して得た額に相当する金額

二　その者に係る給与年額相当額以上である場合　その者の支給を受けた第一回目の給付金の額に相当する金額

4　前三項に規定する所得金額は、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十七条第二項に

規定する事業所得の金額と同法第二十八条第二項に規定する給与所得の金額との合計額を同項に規定する給与所得の金額と仮定した場合において当該金額の計算の基礎となるべき同項に規定する給与等の収入金額に相当する金額とする。ただし、退職の翌年の途中から就業した若年定年退職者その他の政令で定める者については、その金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額とする。

（給付金の支給時期の特例等）

第二十七条の五　第二十七条の二の規定により給付金の支給を受けることができる若年定年退職者が、その者に係る給付金について、総理府令で定めるところにより、一時に支給を受けることを希望する旨を申し出たときは、第二十七条の三第一項の規定にかかわらず、同項に規定するその者の退職した日の属する年の翌々年の総理府令で定める月に、次項に規定する額の給付金を支給する。

2　前項の規定により若年定年退職者に支給する給付金の額は、その者が第二十七条の三第一項の規定により給付金の支給を受けると仮定した場合において受けるべき第一回目の給付金の額と第二回目の給付金の額との合計額に相当する額とする。ただし、退職の翌年におけるその者の所得金額（前条第四項に規定する所得金額をいう。以下同じ。）がその者に係る支給調整上限額を超え、その者に係る給与年額相当額に満たない場合には、本文に規定する第一回目の給付金の額から、その者を第一回目の給付金の支給を受けた者とみなして前条第三項の規定を適用した場合にその者が返納すべき金額に相当する額を減じた額とする。

3　第一項の規定による申出をした者の退職の翌年における所得金額がその者に係る給与年額相当額以上である場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定による給付金は、支給しない。

（所得の届出等）

第二十七条の六　第二十七条の二の規定により給付金の支給を受けることができる若年定年退職者は、その者の退職した日の属する年の翌々年の総理府令で定める日までに、長官又はその委任を受けた者に対し、その者の退職の翌年における所得に関する事項を届け出、かつ、総理府令で定める書類を提出しなければならない。

2　前項の規定により届出又は書類の提出をなすべき者であつて第一回目の給付金の支給を受けたものが、正当な理由がなくて、同項の規定による届出又は書類の提出をしないときは、長官は、当該支給を受けた給付金の額に相当する金額の全部又は一部を返納させることができ、かつ、第二回目の給付金及び次条第一項の規定による給付金の全部又は一部を支給しないことができる。

3　第一項の規定により届出又は書類の提出をなすべき者（前項に規定する者を除く。）が、正当な理由がなくて、第一項の規定による届出又は書類の提出をしないときは、長官は、前条第一項の規定による給付金及び次条第一項の規定による給付金の全部又は一部を支給しないことができる。

4　長官は、前二項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、その相手方に、その処分の理由を通知し、弁明する機会を与えなければならない。

（給付金の追給）

第二十七条の七　退職の翌年における所得金額がその者に係る支給調整下限額を超え、かつ、退職の翌年からその者が自衛官以外の職員の定年に達する日の翌日の属する年の前年までの年数（以下「平均所得算定基礎年数」という。）が二年以上ある若年定年退職者であつて、その期間の各年における第二十七条の四第四項本文に規定する所得金額の合計額（退職後の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた者については、その額を基礎として政令で定めるところにより計算した額）をその者に係る平均所得算定基礎年数で除して得た額（以下「平均所得金額」という。）がその者の退職の翌年における所得金額を下回ることとなつたもの（平均所得金額がその者に係る給与年額相当額以上である者を除く。）が、総理府令で定めるところにより請求したときは、第二十七条の三第一項の規定にかかわらず、その者に次項又は第三項に規定する額の給付金を追給する。

2　前項の規定により若年定年退職者（次項に規定する者を除く。）に追給する給付金の額は、その者の平均所得金額についての次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　その者に係る支給調整上限額未満である場合　その者の退職の翌年における所得金額に係る次の区分に応じて次に定める額

イ　その者に係る給与年額相当額以上であるとき　その者の支給を受けた第一回目の給付金の額に相当する額に、その者を第二十七条の三第一項の規定により第二回目の給付金の支給を受けることができる者と、その者の平均所得金額をその者の退職の翌年における所得金額とそれぞれみなして同条第二項若しくは第三項又は第二十七条の四第一項の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる第二回目の給付金の額に相当する額を加えた額

ロ　その者に係る給与年額相当額未満であるとき　イに定める額からその者の支給を受けた給付金の額に相当する額（その者が第二十七条の四第三項の規定による返納をした場合には、支給を受けた給付金の額からその返納をした額を減じた額に相当する額）を減じた額

二　その者に係る支給調整上限額以上である場合　その者の退職の翌年における所得金額に係る次の区分に応じて次に定める額

イ　その者に係る給与年額相当額以上であるとき　その者の支給を受けた第一回目の給付金の額に相当する額から、その者の平均所得金額をその者の退職の翌年における所得金額とみなして第二十七条の四第三項の規定を適用した場合にその者が返納をしなければならない金額に相当する額を減じた額

ロ　その者に係る給与年額相当額未満であるとき　イに定める額から、その者の支給を受けた給付金の額からその者が第二十七条の四第三項の規定により返納をした額を減じた額に相当する額を減じた額

3　第一項の規定により若年定年退職者であつて第二十七条の五第一項の規定による申出をしたものに追給する給付金の額は、その者の平均所得金額をその者の退職の翌年における所得金額とみなして同条第二項の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる給付金の額に相当する額からその者の支給を受けた給付金の額に相当する額を減じた額とする。

（起訴された場合の給付金の取扱い）

第二十七条の八　若年定年退職者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し次の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に定める給付金は、支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかつたときは、この限りでない。

一　退職前に起訴されていた場合又は退職後第一回目の給付金が支払われる前に起訴された場合　第一回目の給付金、第二回目の給付金及び前条第一項の規定による給付金

二　第一回目の給付金が支払われた後第二回目の給付金が支払われる前に起訴された場合　第二回目の給付金及び前条第一項の規定による給付金

三　第二回目の給付金が支払われ、又は第二十七条の四第二項の規定により第二回目の給付金を支給しないこととされた後前条第一項の規定による給付金が支払われる前に起訴された場合　同項の規定による給付金

2　第二十七条の五第一項の規定による申出をした若年定年退職者についての前項の規定の適用については、同項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号又は第三号」と、「当該各号」とあるのは「これらの規定」と、同項第一号中「第一回目の給付金が」とあるのは「第二十七条の五第一項の規定による給付金が」と、「第一回目の給付金」とあるのは「同項の規定による給付金」と、同項第三号中「第二回目の給付金が」とあるのは「第二十七条の五第一項の規定による給付金が」と、「第二十七条の四第二項の規定により第二回目の給付金」とあるのは「同条第三項の規定により同条第一項の規定による給付金」とする。

3　給付金の支給を受けた若年定年退職者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた場合には、その者は、その支給を受けた給付金の額に相当する金額（第二十七条の四第三項又は第二十七条の六第二項の規定による返納をした者については、支給を受けた給付金の額からその返納をした金額に相当する額を減じた額に相当する金額）を返納しなければならない。

（若年定年退職者等が死亡した場合の給付金の取扱い）

第二十七条の九　第二十七条の二の規定により給付金の支給を受けることができる若年定年退職者（次項に規定する者を除く。）が次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定めるところにより、当該各号に定める給付金をその者の遺族に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

一　第一回目の給付金の支給を受ける前に死亡した場合　第二十七条の三第二項又は第三項に規定する額の第一回目の給付金及びこれらの規定に規定する額（その者の平均所得金額がその者に係る支給調整下限額を超える場合には、その平均所得金額をその者の退職の翌年における所得金額とみなして第二十七条の四第一項の規定を適用した場合における同項に規定する額）の第二回目の給付金を第二十七条の三第一項に規定する月にそれぞれ支給する。

二　第一回目の給付金の支給を受けた後第二回目の給付金の支給を受ける前に死亡した場合　第二十七条の三第二項又は第三項に規定する額（その者の平均所得金額がその者に係る支給調整下限額を超える場合には、その平均所得金額をその者の退職の翌年における所得金額とみなして第二十七条の四第一項の規定を適用した場合における同項に規定する額）の第二回目の給付金を総理府令で定める月に支給する。

2　第二十七条の二の規定により給付金の支給を受けることができる若年定年退職者で第二十七条の五第一項の規定による申出をしたものが次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定めるところにより、当該各号に定める給付金をその者の遺族に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

一　退職した日の属する年に死亡した場合　第二十七条の五第二項本文に規定する額の給付金を同条第一項に規定する月に支給する。

二　第二十七条の五第一項の規定による給付金の支給を受ける前に、退職の翌年以後において死亡した場合　その者の平均所得金額をその者の退職の翌年における所得金額とみなして同条第二項及び第二十七条の四第三項の規

定を適用した場合における第二十七条の五第二項に規定する額の給付金を総理府令で定める月に支給する。

3　長期在職自衛官が勤務延長期間内に死亡した場合には、当該死亡した者を当該死亡した日にその者の非違によることなく退職した者とみなし、第一項第一号に定めるところにより、同号に定める額の給付金をその者の遺族に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

4　第一項各号のいずれかに該当する若年定年退職者の平均所得金額がその者に係る支給調整上限額以上である場合には、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める第二回目の給付金は、支給しない。

5　第二項第二号に該当する若年定年退職者の平均所得金額がその者に係る給与年額相当額以上である場合には、同項の規定にかかわらず、同号に定める給付金は、支給しない。

6　第一項第一号に該当する若年定年退職者の平均所得金額がその者に係る支給調整上限額を超える場合には、同項の規定により第一回目の給付金の支給を受けた者は、当該若年定年退職者を当該第一回目の給付金の支給を受けた若年定年退職者と、当該平均所得金額を当該若年定年退職者の退職の翌年における所得金額とそれぞれみなして第二十七条の四第三項の規定を適用した場合の同項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する金額を返納しなければならない。

7　前項の規定は、第一項第二号に該当する若年定年退職者の平均所得金額がその者に係る支給調整上限額を超える場合について準用する。この場合において、前項中「同項の規定により第一回目の給付金の支給を受けた者」とあるのは、「その者の相続人」と読み替えるものとする。

8　退職の翌年における所得金額がその者に係る支給調整下限額を超え、かつ、その者に係る平均所得算定基礎年数が二年以上ある若年定年退職者が、第二回目の給付金若しくは第二十七条の五第一項の規定による給付金が支給され、又は第二十七条の四第二項若しくは第二十七条の五第三項の規定により第二回目の給付金若しくは同条第一項の規定による給付金を支給しないこととされた後第二十七条の七第一項の規定による請求を行う前に死亡した場合において、その者の平均所得金額がその者の退職の翌年における所得金額を下回ることとなつたとき（平均所得金額がその者に係る給与年額相当額以上であるときを除く。）は、その者の遺族（請求することができる遺族がないときは、相続人）は、自己の名で、給付金の追給を請求することができる。

9　第二十七条の七第二項及び第三項の規定は、前項の規定による請求をした者に対し追給する給付金の額について準用する。

10　第二十七条の六の規定は、第一項又は第二項の規定により給付金の支給を受けることができる者（退職した日の属する年に死亡した若年定年退職者に係る給付金の支給を受けることができる者を除く。）について準用する。この場合において、同条第一項中「その者の退職した日の属する年の翌々年の総理府令で定める日」とあるのは「総理府令で定める日」と、「その者の退職の翌年」とあるのは「若年定年退職者の退職の翌年以降の各年」と、同条第二項中「支給を受けたもの」とあるのは「支給を受けたもの又は第一回目の給付金の支給を受けた若年定年退職者の相続人であるもの」と、「第二回目の給付金及び次条第一項の規定による給付金」とあるのは「第二回目の給付金」と、同条第三項中「前項」とあるのは「第二十七条の九第十項において準用する前項」と、「前条第一項の規定による給付金及び次条第一項の規定による給付金」とあるのは「第二回目の給付金又は同条第二項の規定による給付金」と読み替えるものとする。

（遺族の範囲及び順位）

第二十七条の十　前条に規定する遺族は、配偶者（届出をしていないが、若年定年退職者又は勤務延長自衛官（自衛隊法第四十五条第三項の規定により若年定年に達した後も引き続いて勤務している長期在職自衛官をいう。以下同じ。）の死亡の当時事実上これらの者と婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）、子、父母、孫又は祖父母であつて、若年定年退職者又は勤務延長自衛官の死亡の当時これらの者によつて生計を維持していたものとする。

2　前項の規定による給付金の支給を受けるべき遺族の順位は、同項に規定する順序とする。

3　第一項の規定による給付金の支給を受けるべき遺族に同順位者が二人以上あるときは、その全額をその一人に支給することができるものとし、この場合において、その一人にした支給は、全員に対してしたものとみなす。

（遺族からの排除）

第二十七条の十一　次に掲げる者は、給付金の支給を受けることができる遺族としない。

一　第二十七条の二の規定により給付金の支給を受けることができる若年定年退職者又は勤務延長自衛官を故意に死亡させた者

二　第二十七条の二の規定により給付金の支給を受けることができる若年定年退職者又は勤務延長自衛官の死亡前に、これらの者の死亡によつて給付金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

第二十八条の二第二項及び第五項中「防衛庁職員給与法」を「防衛庁の職員の給与等に関する法律」に改める。

第三十一条の次に次の一条を加える。

（罰則）

第三十二条　偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者は、三年以下の懲役又は三十

万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。

附則第十七項を附則第十八項とし、附則第十六項の次に次の一項を加える。

17　若年定年退職者が第二十七条の八第一項の規定により給付金を支給しないこととされた後禁錮以上の刑に処せられた場合及び同条第三項の規定による返納をした場合には、国家公務員等共済組合法附則第十二条の九第三項の規定は、適用しない。

別表第二中「第六条」を「第六条、第二十七条の三」に改める。

附　則

（施行期日等）

1　この法律は、平成二年十月一日から施行する。

2　この法律による改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律（以下「新法」という。）の規定は、この法律の施行の日以後に退職した若年定年退職者（新法第二十七条の二に規定する若年定年退職者をいう。以下同じ。）及び自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十五条第三項の規定により引き続いて勤務することを命ぜられ、その勤務を命ぜられた期間内に死亡した者（以下「勤務延長期間内死亡者」という。）でその死亡の日がこの法律の施行の日以後であるものについて適用する。

（若年定年退職者給付金の支給に係る経過措置）

3　前項に規定する若年定年退職者又は勤務延長期間内死亡者でその退職又は死亡の日が次の表の上欄に掲げる期間の日であるものについての新法の規定の適用については、同表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、第二十七条の二第一号中「自衛隊法第四十四条の二第二項本文に規定する定年（以下「自衛官以外の職員の定年」という。）」とあり、並びに第二十七条の三第二項及び第二十七条の七第一項中「自衛官以外の職員の定年」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

平成三年六月三十日以前	年齢五十五年
平成三年七月一日から平成四年六月三十日まで	年齢五十六年
平成四年七月一日から平成五年六月三十日まで	年齢五十七年
平成五年七月一日から平成六年六月三十日まで	年齢五十八年
平成六年七月一日から平成七年六月三十日まで	年齢五十九年

（国家公務員等共済組合法の一部改正）

4　国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条の九を次のように改める。

（自衛官の退職共済年金の支給開始年齢等の特例）

第十二条の九　防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十七条の二に規定する若年定年退職者（同条ただし書の規定に該当する者を除く。以下この条において「若年定年退職自衛官」という。）のうち附則別表第三の上欄に掲げる者（政令で定める者を除く。）に対する附則第十二条の三第一項の規定の適用については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同項中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

2　附則第十二条の七の規定は、前項の規定の適用を受ける者については、適用しない。

3　前条の規定は、若年定年退職自衛官については、適用しない。

附則別表第二の次に次の一表を加える。

附則別表第三（附則第十二条の九関係）

平成三年六月三十日以前に退職した者	五十五歳
平成三年七月一日から平成四年六月三十日までの間に退職した者	五十六歳
平成四年七月一日から平成五年六月三十日までの間に退職した者	五十七歳
平成五年七月一日から平成六年六月三十日までの間に退職した者	五十八歳

（国家公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

5　前項の規定による改正後の国家公務員等共済組合法附則第十二条の九及び附則別表第三の規定は、この法律の施行の日以後に退職した同条第一項に規定する若年定年退職自衛官について適用し、同日前に退職した当該若年定年退職自衛官については、なお従前の例による。

（国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

6　国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

附則第七項の見出し中「防衛庁職員給与法」を「防衛庁の職員の給与等に関する法律」に改め、同項中「防衛庁職員給与法（」を「防衛庁の職員の

給与等に関する法律（に、「防衛庁職員給与法第一条」を「防衛庁の職員の給与等に関する法律第一条」に、「適用される防衛庁職員給与法別表第二」を「適用される防衛庁の職員の給与等に関する法律別表第二」に、「防衛庁職員給与法第二十三条第二項」を「防衛庁の職員の給与等に関する法律第二十三条第二項」に改める。

（社会保険診療報酬支払基金法等の一部改正）

7　次に掲げる法律の規定中「防衛庁職員給与法」を「防衛庁の職員の給与等に関する法律」に改める。

一　社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）第十三条第二項

二　国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第七条第一項

三　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の十四第一項及び第二百六十二条第六号

四　自衛隊法第百十六条の三第一項

五　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十六条第二項第一号

六　沖縄の復帰に伴う防衛庁関係法律の適用の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第三十三号）第二条第一項から第三項まで

七　研究交流促進法（昭和六十一年法律第五十七号）第二条第二項第二号及び第八条第二号

八　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）別表第一第六号イ

（防衛庁設置法の一部改正）

8　防衛庁設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第七号の次に次の一号を加える。

七の二　防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の規定による若年定年退職者給付金に関すること。

第十条第五号中「第五条第六号」の下に「、第七号の二」を加える。

第四十二条中「第五条第五号から第十一号まで」を「第五条第五号から第七号まで、第八号から第十一号まで」に改める。

理　由

若年定年により退職した自衛官に対し若年定年退職者給付金を支給するため、若年定年退職者給付金の支給要件、支給時期及び額その他若年定年退職者給付金の支給に関し所要の事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、若年定年により退職した自衛官に対し、新たに若年定年退職者給付金を支給する制度を設けようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　若年定年退職者給付金の支給対象

自衛官としての引き続いた在職期間が二十年以上である者で六十歳未満の定年により退職した者等を支給対象とすること。

2　若年定年退職者給付金の支給方法及び支給額

若年定年退職者給付金は、一時金とし、退職後の所得に応じて額を調整する必要から二回に分割して支給すること。

その額は、退職の日の俸給月額にその者の定年年齢から六十歳までの期間の年数を乗じて得た額に、第一回目の給付金にあっては一・七一四を、第二回目の給付金にあっては四・二八六をそれぞれ乗じて得た額に、一を超えない範囲内でそれぞれ政令で定める率を乗じて得た額とすること。

3　若年定年退職者給付金の額の調整等

若年定年退職者の退職の翌年の所得金額が一定額を超える場合には、第二回目の給付金の支給額を調整することとし、場合によっては、既に支給した第一回目の給付金についても返納させること。

4　若年定年退職者給付金の追給

若年定年退職者の退職の翌年の所得金額が一定額を超え、かつ、給付金の支給額の調整を受けた受給者の退職の翌年から六十歳までの平均所得金額が退職の翌年の所得金額を下回ることとなった場合には、その者の申請に基づき、その者の平均所得金額を基に計算した給付金の額と既に支給を受けた給付金の額との差額に相当する額の給付金を追給すること。

5　題名等の改正

若年定年退職者給付金制度の新設に伴い、法律の題名を「防衛庁職員給与法」から「防衛庁の職員の給与等に関する法律」に改めるとともに、目的の規定を改めるなど所要の整備を行うこと。

6　その他

若年定年退職者給付金の支給時期の特例に関する規定、所得の届出及び所得の届出をしない場合の措置に関する規定、起訴された場合の給付金の取扱いに関する規定、若年定年退職者が死亡した場合の給付金の取扱いに関する規定その他所要の規定の整備を行うこと。

7　施行期日及び経過措置

この法律は、平成二年十月一日から施行し、また、平成七年六月三十日以前に退職した者に係る給付金の支給に関し経過措置を設けるとともに、これに伴い、現在の若年定年対策である自衛官の退職共済年金の支給開始年齢の特例については経過措置を設けて逐次廃止することとし、関係法律について所要の改正を行うこと。

二　議案の可決理由

本案は、若年定年で退職した自衛官の退職後の処遇改善を図るため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、約十三億五千万円が平成二年度一般会計予算に計上されている。

右報告する。

平成二年五月二十九日

内閣委員長　岸田　文武

衆議院議長　櫻内　義雄殿

〔別紙〕

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、検討の上善処すべきである。

一　自衛官に対する若年定年退職者給付金制度は、やむを得ない特別の措置であり、将来は、自衛官の再就職の実態を踏まえ改めて再検討すること。

一　今後の高齢化社会に向けて、自衛官の定年制度について不断の見直しを行うとともに、職業訓練の充実など再就職の条件整備に努めること。

一　公務により人命救助等の活動に従事することによって、負傷又は殉職した自衛官に対する補償のあり方について改善を図ること。

右

国会に提出する。

平成二年三月二十日

内閣総理大臣　海部　俊樹

特定通信・放送開発事業実施円滑化法案

（目的）

第一条　この法律は、社会経済の情報化の進展に伴い国民経済及び国民生活における情報の流通の重要性が増大していることにかんがみ、特定通信・放送開発事業の実施の円滑化に必要な措置を講ずること等により、新たな通信・放送事業分野の開拓等を通じて電気通信による情報の円滑な流通の促進を図り、もって我が国における情報化の均衡ある発展に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「通信・放送事業分野」とは、電気通信業又は放送業（有線放送業を含む。以下同じ。）に属する事業、委託を受けて専ら電気通信業又は放送業において行われる業務の一部を行う事業、電気通信業又は放送業の発達を図るための業務であって、放送番組を収集し、及び保管する業務その他のこれらの業に密接に関連するものを行う事業、電気通信業又は放送業が提供する役務の有効利用に資する電気通信設備を整備する事業、電気通信設備の機能の効率的な利用を支援する電気通信の業務を行う事業並びに電気通信システム（電気通信設備の集合体であって電気通信の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。）の設計その他の電気通信設備の機能の効率的な利用を技術的に支援する業務を行う事業の属する事業分野をいう。

2　この法律において「特定通信・放送開発事業」とは、通信・放送新規事業、地域通信・放送開発事業及び通信・放送共同開発事業をいう。

3　この法律において「通信・放送新規事業」とは、通信・放送事業分野に属する事業のうち、新たな役務を提供する事業又は新技術を用いて役務の提供の方式を改善する事業であって、新たな通信・放送事業分野の開拓を通じて情報の円滑な流通の促進に寄与するものをいう。

4　この法律において「地域通信・放送開発事業」とは、通信・放送事業分野に属する事業のうち、電気通信の高度化が進展していないため社会経済の情報化に即応した諸活動の円滑な実施に支障を生じている地域において行われる電気通信の高度化に資する事業であって、当該地域における通信・放送事業分野の現状等から見て、当該事業を行うことが当該地域における情報の円滑な流通の促進を通じて地域経済の発展又は地域住民の生活の向上に寄与するものをいう。

5　この法律において「通信・放送共同開発事業」とは、新たな通信・放送事業分野の開拓のために行う次に掲げる事業（高度な電気通信技術の企業化を行うための事業場として相当数の企業等に利用させるための構造及び設備を有する施設の整備を行う事業であって次の各号の事業と一体的に行われるものを含む。）をいう。

一　高度な電気通信技術の企業化を共同して行う事業

二　高度な電気通信技術の企業化のために必要な需要の開拓の事業

（実施指針）

第三条　郵政大臣は、電気通信による情報の円滑な流通の促進を図るため、特定通信・放送開発事業の実施に関する指針（以下「実施指針」という。）を定めなければならない。この場合において、次項第二号から第四号までに掲げる事項については、通信・放送新規事業、地域通信・放送開発事業及び通信・放送共同開発事業につきそれぞれ定めなければならない。

2　実施指針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　全国及び地域における電気通信による情報の円滑な流通の促進に関する事項

二　特定通信・放送開発事業の内容に関する事項

三　特定通信・放送開発事業の実施方法に関する事項

四　特定通信・放送開発事業の実施に際し配慮すべき重要事項

3　前項各号に掲げる事項のほか、地域通信・放送開発事業に係る実施指針においては、当該事業が行われるべき地域に関する事項について定めるものとする。

4　実施指針は、通信・放送事業分野に係る国際環境との調和を確保するよう配慮されたものであるとともに、地域社会の健全な発展に資するよう配慮されたものでなければならない。

5　郵政大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、実施指針を変更するものとする。

6　郵政大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議し、かつ、政令で定める審議会の意見を聴かなければならない。

7　郵政大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（実施計画の認定）

第四条　通信・放送新規事業又は通信・放送共同開発事業を実施しようとする者（これらの事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。）は、当該事業の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を作成し、これを郵政大臣に提出して、その実施計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2　実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　特定通信・放送開発事業の実施に必要な設備の内容

二　特定通信・放送開発事業の実施に必要な設備その他特定通信・放送開発事業の実施方法

三　特定通信・放送開発事業の実施時期

四　特定通信・放送開発事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

3　郵政大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その実施計画が実施指針に照らし適切なものであり、かつ、当該実施計画が確実に実施される見込みがあると認めるときは、同項の認定をするものとする。

4　郵政大臣は、第一項の認定をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

（実施計画の変更等）

第五条　前条第一項の認定を受けた者（その者の設立に係る同項の法人を含む。）は、当該認定に係る実施計画を変更しようとするときは、郵政大臣の認定を受けなければならない。

2　前条第三項及び第四項の規定は、前項の認定に準用する。

3　郵政大臣は、前条第一項の認定を受けた実施計画（第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に係る特定通信・放送開発事業を実施する者（以下「認定事業者」という。）が当該認定計画に従って特定通信・放送開発事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

（通信・放送衛星機構の業務の特例）

第六条　通信・放送衛星機構（以下「機構」という。）は、通信・放送衛星機構法（昭和五十四年法律第四十六号。以下「機構法」という。）第二十八条第一項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　認定計画に係る特定通信・放送開発事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

二　認定計画に係る通信・放送新規事業の実施に必要な資金の出資を行うこと。

三　郵政大臣及び大蔵大臣が指定する金融機関が行う地域通信・放送開発事業の実施に必要な資金の貸付けについて、当該金融機関に対し、利子補給金を支給すること。

四　情報の円滑な流通の促進に寄与する通信・放送事業分野に関し、情報の収集、調査及び研究を行い、その成果を提供し、並びに照会及び相談に応ずること。

五　前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2　機構は、地域通信・放送開発事業の実施地域、内容及び実施方法が実施指針に照らし適切なものであると認めるときでなければ、前項第三号の利子補給金の支給の決定をしてはならない。

（出資）

第七条　機構は、前条第一項第二号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。以下「出資業務」という。）に必要な資金又は第九条第一項に規定する信用基金に充てるため必要があるときは、郵政大臣及び大蔵大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

2　政府は、前項の規定により機構がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。

3　第一項の認可があった場合において機構に出資しようとする者は、出資業務に必要な資金又は第九条第一項に規定する信用基金のそれぞれに充てるべき金額を示すものとする。

（業務の委託等）

第八条　機構は、郵政大臣及び大蔵大臣の認可を受けて、第六条第一項第一号から第三号までに掲げる業務（債務の保証の決定、出資の決定及び利子補給金の支給の決定を除く。）の一部を金融機関に委託することができる。

2　金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

3　第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関の役員又は職員で、当該委託業務に従事するものは、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

4　機構法第四十条及び第四十四条の規定は、第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関について準用する。この場合において、機構法第四十条第一項中「郵政大臣」とあるのは「郵政大臣又は大蔵大臣」と、「その業務」とあるのは「その委託を受けた業務」と、「事務所その他の事業所」とあるのは「事務所」と、「業務の状況」とあるのは「その委託を受けた業務に関し業務の状況」と、機構法第四十四条中「第四十条第一項」とあるのは「特定通信・放送開発事業実施円滑化法第八条第四項において準用する第四十条第一項」と読み替えるものとする。

（信用基金）

第九条　機構は、第六条第一項第一号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に関する信用基金を設け、第七条第一項の認可を受けた場合において同条第三項の規定により信用基金に充てるべきものとして出資された金額と機構が負担する保証債務の弁済に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもってこれに充てるものとする。

2　前項に規定する信用基金は、郵政省令、大蔵省令で定めるところにより、毎事業年度の損益計算上利益又は損失を生じたときは、その利益又は損失の額により増加又は減少するものとする。

（区分経理）

第十条　機構は、第六条第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）に係る経理並びに出資業務に係る経理については、その他の経理と区分し、それぞれ特別の勘定を設けて整理しなければならない。

（機構法の適用）

第十一条　第六条第一項の規定により機構の業務が行われる場合には、機構法第十七条第二項中「郵政大臣」とあるのは「郵政大臣（特定通信・放送開発事業実施円滑化法（以下「通信・放送開発法」という。）第六条第一項第一号から第三号までに掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。以下「金融関連業務」という。）に係る変更については、郵政大臣及び大蔵大臣）」と、機構法第十九条第四項中「郵政大臣」とあるのは「郵政大臣（金融関連業務に関する意見については、郵政大臣及び大蔵大臣）」と、機構法第二十九条第一項及び第三十五条中「郵政大臣」とあるのは「郵政大臣（金融関連業務に係るものについては、郵政大臣及び大蔵大臣）」と、機構法第二十九条第二項及び第三十八条中「郵政省令」とあるのは「郵政省令（金融関連業務に係るものについては、郵政省令、大蔵省令）」と、機構法第三十一条及び第三十二条中「郵政大臣」とあるのは「郵政大臣（金融関連業務に係る部分については、郵政大臣及び大蔵大臣）」と、機構法第三十四条第一項中「衛星所有勘定」とあるのは「衛星所有勘定及び通信・放送開発法第六条第一項第二号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。以下「出資業務」という。）に係る勘定」と、機構法第三十四条第三項及び第四十二条第一項中「衛星所有勘定」とあるのは「衛星所有勘定及び出資業務に係る勘定」と、機構法第三十八条中「この法律」とあるのは「この法律及び通信・放送開発法」と、機構法第三十九条中「郵政大臣」とあるのは「郵政大臣（金融関連業務については、郵政大臣及び大蔵大臣）」と、機構法第三十九条、第四十条第一項及び第四十五条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は通信・放送開発法」と、機構法第四十条第一項中「郵政大臣」とあるのは「郵政大臣（金融関連業務については、郵政大臣及び大蔵大臣）」と、機構法第四十一条第二項中「衛星所有勘定に係る出資」とあるのは「衛星所有勘定に係る出資、通信・放送開発法第十条に規定する特別の勘定に係るそれぞれの出資」と、機構法第四十二条第一項中「一般勘定」とあるのは「通信・放送開発法第六条第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。以下「債務保証等業務」という。）に係る勘定並びに一般勘定」と、同条第二項中「一般勘定」とあるのは「債務保証等業務に係る勘定及び一般勘定」と、機構法第四十三条第一項中「次の場合」とあるのは「次の場合（金融関連業務に係る第二十九条第一項、第三十一条若しくは第三十五条の規定による認可又は第三十二条第一項の規定による承認をしようとするときを除く。）」と、同条第二項中「次の場合」とあるのは「次の場合（通信・放送開発法第六条第一項に規定する業務に係る第二十九条第一項又は第三十一条の規定による認可をしようとするときを除く。）」と、機構法第四十五条第一号及び第四号中「郵政大臣及び大蔵大臣」とあるのは「郵政大臣又は郵政大臣及び大蔵大臣」と、同条第三号中「第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び通信・放送開発法第六条第一項」とする。

（社債発行限度の特例）

第十二条　認定事業者であって会社であるものは、認定計画に係る特定通信・放送開発事業の実施に必要な資金を調達するために発行する新株引受権付社債であって、郵政省令で定めるところにより募集するものについては、機構が当該新株引受権付社債の元本に係る債務の額のうちその額に郵政省令で定める割合を乗じて得た額の償還について保証する場合に限り、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百九十七条の規定による制限を超えて募集することができる。ただし、社債の総額は、資本及び準備金の総額又は最終の貸借対照表によりその会社に現存する純資産額のいずれか少ない額の二倍を超えてはならない。

（負担金についての損金算入の特例）

第十三条　認定事業者（その者が民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設

立された法人である場合に限る。）が行う通信・放送共同開発事業（第二条第五項第一号に掲げるものを除く。）であって認定計画に係るものに係る基金に充てるための負担金を支出した場合には、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、損金算入の特例の適用があるものとする。

（資金の確保等）

第十四条　政府は、特定通信・放送開発事業の実施に必要な資金の確保又はその融通のあっせんに努めるものとする。

2　政府は、特定通信・放送開発事業の実施の円滑化に資するため、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

3　郵政大臣（第六条第一項第一号から第三号までに掲げる業務については、郵政大臣及び大蔵大臣）は、同項に規定する機構の業務の円滑な運営が図られるように、情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

（報告の徴収）

第十五条　郵政大臣は、認定事業者に対し、認定計画に係る特定通信・放送開発事業の実施状況について報告を求めることができる。

（罰則）

第十六条　前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第十七条　第十二条ただし書の規定に違反した者は、百万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（機構に対する日本開発銀行の出資）

第三条　日本開発銀行は、日本開発銀行法（昭和二十六年法律第百八号）第十八条第一項の規定にかかわらず、大蔵大臣の認可を受けて、機構に出資することができる。

2　前項の規定により日本開発銀行が出資する場合においては、日本開発銀行法第十八条の二第二項中「出資」とあるのは「出資及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法（以下「通信・放送開発法」という。）附則第三条第一項の規定により行う出資」と、同法第五十一条第二号中「場合」とあるのは「場合及び通信・放送開発法附則第三条第一項の規定により大蔵大臣の認可を受けなければならない場合」と、同条第四号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務並びに通信・放送開発法附則第三条第一項の規定による出資」とする。

（印紙税法の一部改正）

第四条　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三特定船舶製造業経営安定臨時措置法（昭和六十二年法律第二十五号）第十一条第一号（協会の行う債務保証業務）の業務に関する文書の項の次に次のように加える。

特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第　号）第六条第一項第一号（通信・放送衛星機構の業務の特例）の業務に関する文書	通信・放送衛星機構

（大蔵省設置法の一部改正）

第五条　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第九十六号中「産業基盤整備基金」の下に「、通信・放送衛星機構」を加える。

（郵政省設置法の一部改正）

第六条　郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中第六十七号を第六十八号とし、第六十六号を第六十七号とし、第六十五号を第六十六号とし、第六十四号の次に次の一号を加える。

六十五　特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第　号）の施行に関すること。

第五条中第二十二号の十八を第二十二号の十九とし、第二十二号の十七を第二十二号の十八とし、第二十二号の十六の次に次の一号を加える。

二十二の十七　特定通信・放送開発事業実施円滑化法の定めるところに従い、実施指針を定め、及び実施計画の認定をすること。

第六条第五項及び第六項中「第六十六号」を「第六十七号」に改め、同条第八項中「第六十七号」を「第六十八号」に改める。

理　由

社会経済の情報化の進展に伴い国民経済及び国民生活における情報の流通の重要性が増大していることにかんがみ、電気通信による情報の円滑な流通の促進を図るため、通信・放送新規事業その他の特定通信・放送開発事業の実施に関する指針の策定及び実施計画の認定等について定めるとともに、通信・放送衛星機構の業務に特定通信・放送開発事業の実施を円滑化するために必要な業務を追加する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特定通信・放送開発事業実施円滑化法案
（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、社会経済の情報化の進展に伴い国民経済及び国民生活における情報の流通の重要性

が増大していることにかんがみ、電気通信による情報の円滑な流通の促進を図るため、通信・放送新規事業その他の特定通信・放送開発事業の実施に関する指針の策定及び実施計画の認定等について定めるとともに、通信・放送衛星機構の業務に特定通信・放送開発事業の実施を円滑化するために必要な業務を追加する等所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　定義

この法律において「特定通信・放送開発事業」とは、通信・放送新規事業（新たな役務を提供する事業又は新技術を用いて役務の提供方式を改善する事業）、地域通信・放送開発事業（電気通信の高度化が進展していない地域において行われる電気通信の高度化に資する事業）及び通信・放送共同開発事業（高度な電気通信技術の企業化を共同して行う事業又は企業化に必要な需要の開拓の事業）をいうこと。

2　実施指針

郵政大臣は、電気通信による情報の円滑な流通の促進を図るため、特定通信・放送開発事業の実施指針を定め、公表するものとすること。

3　実施計画の認定等

㈠　通信・放送新規事業又は通信・放送共同開発事業を実施しようとする者は、当該事業の実施に関する計画を作成し、これを郵政大臣に提出し、その実施計画が適当である旨の認定を受けることとすること。

㈡　郵政大臣は、認定の申請があった場合において、その実施計画が実施指針に照らし適切なものであり、かつ、当該実施計画が確実に実施される見込みがあると認めるときは、当該申請に係る認定をするものとすること。

㈢　その他郵政大臣の認定、実施計画の変更等について所要の規定を設けることとすること。

4　通信・放送衛星機構の業務の特例

㈠　機構は次の業務を行うものとすること。

(1)　認定計画に係る特定通信・放送開発事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

(2)　通信・放送新規事業の実施に必要な資金の出資を行うこと。

(3)　郵政大臣及び大蔵大臣が指定する金融機関が行う地域通信・放送開発事業の実施に必要な資金の貸付けについて、当該金融機関に対し、利子補給金を支給すること。

(4)　通信・放送事業分野に関する情報の収集、調査及び研究を行い、その成果を提供し、並びに照会及び相談に応ずること。

(5)　前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

㈡　その他、利子補給金の支給の決定、機構への出資、業務の委託等について所要の規定を設けることとすること。

5　信用基金

機構は、4の㈠の(1)の業務に関する信用基金を設け、機構が負担する保証債務の弁済に充てるものとすること。

6　区分経理

機構は、4の㈠の(1)、(3)及び(4)に掲げる業務に係る経理並びに出資業務に係る経理については、その他の経理と区分し、それぞれ特別の勘定を設けて整理するものとすること。

7　機構法の適用

機構は、4の㈠の債務の保証、資金の出資、利子補給金の支給の業務について大蔵大臣が主務大臣として加わること等に伴う機構法の適用について所要の規定を設けることとすること。

8　社債発行限度の特例

認定事業者であって会社であるものは、特定通信・放送開発事業の実施のために発行する新株引受権付社債であって、郵政省令で定めるところにより募集するものについては、機構が元本に係る債務の額のうち一定の額の償還について保証する場合に限り、商法第二九七条の規定による制限の二倍まで募集することができるものとすること。

9　負担金についての損金算入の特例

認定事業者（公益法人である場合に限る。）が行う通信・放送共同開発事業であって認定計画に係るものに係る基金に充てるための負担金を支出した場合には、租税特別措置法により、損金算入の特例の適用があるものとすること。

10　資金の確保等

政府は、特定通信・放送開発事業の実施に必要な資金の確保に努めるとともに、研究開発の推進等必要な措置を講ずるものとすること。

11　報告の徴収及び罰則

報告の徴収及び罰則について所要の規定を設けることとすること。

12　施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二　議案の可決理由

本案は、社会経済の情報化の進展に伴い国民経済及び国民生活における情報の流通の重要性が増大していることにかんがみ、電気通信による情報の円滑な流通の促進を図るため、通信・放送衛星機構の業務に特定通信・放送開発事業の実施を円滑化するために必要な業務を追加する等、所要の規定を整備するものであり、その

内容は妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三　本案施行に要する経費

平成二年度一般会計予算郵政省所管に、地域情報通信開発情報提供事業者補助金として通信・放送衛星機構に四千八百万円が、同年度産業投資特別会計予算に同機構への出資五億円が、同年度政府関係機関予算に日本開発銀行から同機構への出資二十五億円が、それぞれ計上されている。

右報告する。

平成二年五月三十日

通信委員長　上草　義輝

衆議院議長　櫻内　義雄殿

〔別紙〕

特定通信・放送開発事業実施円滑化法案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、新たな通信・放送事業分野の開拓等を通じて電気通信による情報の円滑な流通を図るため、次の各項の実施に努めるべきである。

一　電気通信審議会は、公平適切な運営に配慮することはもとよりのことであるが、意見の答申に当たっては、過疎地域の通信・放送事業の健全な発展にも留意し、また、利用者及び通信・放送事業者等の意向をも十分参酌するよう配意すること。

一　通信・放送衛星機構については、我が国の社会経済の急速な情報化の進展に対応するため、本法の施行状況や衛星通信・衛星放送の将来の動向等を踏まえ、その経営基盤の一層の強化を図るとともに、今後の機構の在り方について総合的に検討すること。

一　本法の運用に当たっては、現存する情報の地域間格差、地域の実情等に十分留意し、均衡のとれた地域の情報化を推進するよう努めること。

一　特定通信・放送開発事業の実施に必要な資金の確保、充実に努めるとともに、中小の事業者も本法による支援を十分に活用できるよう、その運用に万全を期すること。

一　新しい技術を用いた情報通信システムの構築に当たっては、心身障害者の立場に立ったシステムの構築の支援にも努めるよう配意すること。

右

国会に提出する。

平成二年三月九日

内閣総理大臣　海部　俊樹

国立学校設置法の一部を改正する法律案

国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表東京工業大学の項中「工学部」を「工学部　生命理工学部」に改める。

第三条の三の見出しを「（学校教育法第六十八条の二に定める国立大学）」に改め、同条第一項を次のように改める。

学校教育法第六十八条の二に定める国立大学として、次に掲げる大学を置く。

北陸先端科学技術大学院大学

総合研究大学院大学

第三条の三第三項中「総合研究大学院大学」を「第一項の国立大学」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　北陸先端科学技術大学院大学の位置は、石川県とする。

第三条の四第二項の表中

茨城大学工業短期大学部	茨城県	茨城大学
筑波大学医療技術短期大学部		筑波大学

を

筑波大学医療技術短期大学部	茨城県	茨城大学
筑波大学		

に、

山口大学医療技術短期大学部	山口県	山口大学
山口大学工業短期大学部		

を

山口大学医療技術短期大学部	山口県	山口大学

に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、平成二年四月一日から施行する。ただし、第三条の三の改正規定は同年十月一日から、第三条の四第二項の表の改正規定は平成五年四月一日から施行する。

（茨城大学工業短期大学部及び山口大学工業短期大学部の存続に関する経過措置）

2　茨城大学工業短期大学部及び山口大学工業短期大学部は、改正後の第三条の四第二項の規定にかかわらず、平成五年三月三十一日に当該短期大学部に在学する者が当該短期大学部に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

（北陸先端科学技術大学院大学の学生の入学）

3　北陸先端科学技術大学院大学は、平成四年度から学生を入学させるものとする。

理　由

東京工業大学に生命理工学部を設置するとともに、北陸先端科学技術大学院大学を新設する等の

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国立学校設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

1　東京工業大学に生命理工学部を設置すること。

2　北陸先端科学技術大学院大学を新設すること。

3　茨城大学工業短期大学部及び山口大学工業短期大学部を廃止すること。

4　この法律は、平成二年四月一日から施行すること。ただし、北陸先端科学技術大学院大学の新設に関する規定は同年十月一日から、茨城大学工業短期大学部及び山口大学工業短期大学部の廃止（学生募集停止平成三年度）に関する規定は平成五年四月一日から、それぞれ施行すること。

5　北陸先端科学技術大学院大学は、平成四年度から学生を入学させるものとすること。

二　議案の修正議決理由

本案は、妥当なものと認めるが、施行期日について修正を行う必要があるので、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三　本案施行に要する経費

平成二年度国立学校特別会計予算に、一億三百十七万二千円が計上されている。

右報告する。

平成二年五月三十日

文教委員長　船田　元

衆議院議長　櫻内　義雄殿

〔別紙〕

（小字及び｜は修正）

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日平成二年四月一日から施行する。ただし、第三条の三の改正規定は平成二年同年十月一日から、第三条の四第二項の表の改正規定は平成五年四月一日から施行する。

〔別紙〕

国立学校設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び関係者は、次の事項について特段に配慮すべきである。

一　先端科学技術大学院大学については、その目的を達成するための教育研究組織及び施設・設備等の整備に努めること。

二　大学院大学等の新構想大学院の管理運営に当たっては、大学の理念を尊重し、その教育・研究の目的が十分に生かされるように努めること。

三　高等教育に対する新たな時代の要請に基づき、学術の振興、教育・研究体制の推進のため、既設の大学、大学院の教育・研究体制のより一層の充実を図るなど財政措置を含め必要な諸条件の整備に努めること。

四　大学院学生及び大学院博士課程修了者の現状にかんがみ、大学院学生について若手研究者としての処遇、位置付けについて検討を行うとともに、奨学金や日本学術振興会の特別研究員制度の拡充を図り、また、学位授与の円滑化を図るための積極的な施策を講ずること。

五　大学の学部等の改組、新設に当たっては、大学の意向や地域社会の要請を勘案するとともに、現在進行しつつある大学入学者の急増とその後の急減に適切に対応するための必要な諸条件の整備に努めること。

六　大学入学者選抜のあり方については、受験生の立場に配慮しつつ、一層の改善のために最大の努力をすること。

衆議院会議録第十五号(二)中正誤

ページ	段行	誤	正
二九	下末五	制度の	制度間の

発行所　〒一〇五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　大蔵省印刷局
電話　03(587)4302
定価　本号一部　二二六円（税六円を含む）